

Title	後期マムルーク朝有力官僚の実像(二): ザイン・アッ=ディーン・イブン・ムズヒルの公務と慈善
Sub Title	Zayn al-Dīn ibn Muzhir (2) : the official duties and charitable achievements of an influential bureaucrat in the late Mamluk period
Author	太田(塚田), 絵里奈(Ota(Tsukada), Erina)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.84, No.1/2/3/4 (2015. 4) ,p.135(135)- 180(180)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第1分冊) 論文 東洋史 付表
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150400-0135">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150400-0135</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 後期マムルーク朝有力官僚の実像 (二)

——ザイン・アッ＝ディーン・イブン・ムズビルの公務と慈善——

太田 (塚田) 絵里奈

### 一 はじめに

シリアの地方名家として行政官や書記官僚を輩出していたムズビル家 Banū Muzhir は、ダマスクス総督在任中のムアイヤド・シャイフ (在位一四二二～一四二一年) によってバドル・アッ＝ディーン・ムハンマド Badr al-Dīn Muḥammad (七八六～八三三／一三八四～八五～一四二九年) が中央の要職に登用されたことを機にエジプトにおいても勢力を拡大し、莫大な資産を形成した。バドル・アッ＝ディーンは年長のジャラル・アッ＝ディーン・ムハンマド Jalāl al-Dīn Muḥammad (八一四～八三三／一四一一～一四三〇年) に文書行政の最高責任者であるカーティブ・アッ＝スイッル (文書庁長官, *kaṭīb al-sirr*) 職を継承させることに成功

したが、三人の息子のうちジャラル・アッ＝ディーンとその弟が早世したため、末子のザイン・アッ＝ディーン・アブー・バクル Zayn al-Dīn Abū Bakr ibn Muḥammad ibn Muzhir al-Qāhiri al-Dīnashqī al-Anṣārī al-Shaḥī (八三一～八九三／一四二八～一四八八年) が家族戦略上重要な位置に立つこととなった。

ザイン・アッ＝ディーンは父の時代に築かれた官僚名家間の人脈と潤沢な資産を背景に、幼少期より充実した教育を受け、後宮で影響力を行使した母親ハディージャ Khadija ibna Amīr Ḥājī ibn al-Bayṣarī (八七八／一四七四年歿) と義父の大カーディー・アラム・アッ＝ディーン・アル＝ブルキーニー 'Alam al-Dīn Saḥīh al-Bulqīnī (七九一～八六八／一三八九～一四六四年) による後見のもと、ナースィル・アル＝イスタブル (スル

ターン厩舎監督官、*naṣīr al-ṣiāḥ*)、ナーズイル・アル・ジャワリー(人頭税監督官、*naṣīr al-jawālī*)、ナーズイル・アル・ジャイシユ(軍務庁長官、*naṣīr al-jaysh*)などの中央の要職を歴任した。だが彼の初期キャリアからは、父の代から続く他の有力家系との確執や、叙任や官職の維持の対価として要求される金銭の工面に苦心する姿が垣間見える。また、母親や前スルターン・イーナル(在位一四五三—一四六一年)の妻に対する配慮から自ら職を手放すなど、カーティブ・アツ・スイツル就任以前のザイン・アツ・デイーンのカヤリアパターンは、比較的短期間での叙任と解任を繰り返した<sup>①</sup>。当時の有力官僚たちのそれをほぼ踏襲しているといえる。

八六六年ズー・アル・カアダ月二〇日/一四六一年八月一六日、前任者のイブン・アツ・ダイリー *Burhān ibn Ibrahim Ibn al-Dayrī* (八七六/一四七一年歿)が就任後間もなく失脚したことで、ザイン・アツ・デイーンはエジプトのカーティブ・アツ・スイツルへの就任要請を受け入れた。特筆すべきは、彼がその後二六年間という長期間にわたり、文書行政を統括しつつ、スルターンへの執り成しや大カーデー職の任免に代表される、スルターン側近としての強大な権力を維持し得たという

点である。これは高額な叙任料による国庫補填を目的とした、短期間での有力ポストの解任が常態化していた当該時期において、非常に稀な例であった<sup>②</sup>。

またザイン・アツ・デイーンはカイロ、エルサレム、メディナにおいて自らの名を冠したマドラサを建設し、ヒジャーズの両聖地で積極的な社会福祉活動を展開したほか、学者及び説教師の有力パトロンとしても名声を博した。このような文民官僚としては大規模な文化・慈善事業をなし得たのも、彼が安定的な権力・財政基盤を有していたからに他ならない。

本稿はカーティブ・アツ・スイツル就任後のザイン・アツ・デイーンの業績を同時代史料に依拠して再構成、検討することを目的とする。カーティブ・アツ・スイツルの職務としては、一般にスルターン勅書や外交文書などの重要公文書の作成とそれに関連するバリード(駅通)の監督、スルターンに対する書簡等の読み上げが挙げられる<sup>③</sup>。また、スルターンが主催するすべての会議に出席する権利を有したほか、マザーリム法廷においてはスルターン宛ての陳情書を代読することも重要な任務であった。このような日常的業務は年代記史料からは欠落しがちであるが、名士伝記集等を並行して活用するこ

とで、従来のカーティブ・アツ・スイツル職の定義にとどまらない、一有力官僚としてのザイン・アツ・デイーンが担った様々な役割が浮き彫りとなる。これは同時期のダマスカスにおける官僚制の分析を通じ、「流動性や個人性によって性格づけられる当該時代の政治においては、個人と権力との関係が大きな意味を持ち得た」と結論付けたウインタール<sup>(4)</sup>の見解を強く裏付けるものであるといえよう。その意味でもザイン・アツ・デイーンが二〇年以上側近として仕えたカーイトバリー（在位一四六八～一四九六年）との関係に特に着目することは、彼の業績と権力基盤を考察する上で重要な視座となり得るだろう。

本稿ではまずザイン・アツ・デイーン<sup>(5)</sup>のカーティブ・アツ・スイツルとしての職務と、その枠組みを超えて彼個人に委ねられた諸任務を検討する。同時代史料中に記録されたザイン・アツ・デイーン自身の発言、書簡を用しつつ、行政官としての横顔を照射することが狙いである。続いて彼の私的業績ともいえる、カーティブ・アツ・スイツル在任中に行なった大規模な慈善・文化事業を検討する。なかでもカーヒラの自邸に隣接して建設されたムズヒリーヤ学院 al-Madrasa al-Muzhriyya（現

存）がよく知られているが、それ以外にもウラマーに對する諸手当の設定や説教・ハディース集会の開催などの文化的諸活動、各都市における大小様々な慈善事業を展開し、篤志家としても名高かった。ザイン・アツ・デイーン<sup>(5)</sup>の人物像については次稿以降で詳細に論ずる予定であるが、同時代史料のなかで総じて「理想的官僚」として描かれる彼のライフストーリーを総合的に解明する上で、彼の行なった學術保護や救貧活動の精査は不可欠であると考える。そして最後にスルターン・カーイトバリーとの関係を具体的に考察することで、彼が長期間にわたり政権の中樞を担い続けることを可能とした要因の一端を明らかにしたい。

## 二 行政官としてのザイン・アツ・デイーン

### 1. フシユカダム期

ザイン・アツ・デイーンは八六六年のズー・アル・カアダム月／一四六一年八月、三四歳でマムルーク朝領内における全書記を統括する文書庁の最高責任者となった。就任当時のスルターンはフシユカダム（在位一四六一～一四六七年）であった。

フシユカダム治世のザイン・アツ・デイーンに関し、

同時代史料で紙幅が割かれているのは、彼が個人的に委ねられた任務に関する記述である。その理由はおそらく、就任間もないザイン・アッ・デイーンが担った業務がカーティブ・アッ・スイッルとしての日常的職掌の範疇を出ず、一有力官僚として臨時に担った役割こそが特記に値したためであろう。

その一例を挙げれば、八七〇年のズー・アル・カアダ月一四日金曜日／一四六六年六月二七日、フシユカダムがサフラ地区に建設したマドラサと墓廟の竣工を記念し、ザイン・アッ・デイーンが最初のフトバを行なった。ザイン・アッ・デイーンにハタイプに就任した経歴はないが、記念式典や巡礼時に臨時にフトバを行なったことを示す記述は複数確認される<sup>⑧</sup>。

この式典ではシャラフ・アッ・デイーン・アル・アンサーリー *Sharaf al-Din Mūsā al-Anṣārī* (八八一／一四七六年歿) が礼拝の責任者を務め、四法学派の大カーデー、当時すでに職を退いていた前カーティブ・アッ・スイッルのムヒッブ・アッ・デイーン・イブン・アッ・シフナ *Muhibb al-Din Muhammad Ibn al-Shīna* (八九〇／一四八五年歿)<sup>⑦</sup>をはじめとする有力ウラマー、マムルークら、政府要人が出席した。シャーファイイー派大

カーデーのサラーフ・アッ・デイーン・アル・マキニー *Salāḥ al-Din Aḥmad ibn Muḥammad al-Makīnī* (一一八八／一四一八—一九一四七六年) が、城塞で自らが行なうべきフトバに複数の代理を立てて駆け付けたほどの重要性と高い関心を集めた出来事として記されている。

次に注目されるのは、八七一年ジュマーダー・アル・ウーラー一月中旬／一四六六年一二月、バドル・アッ・デイーン・アル・ブルキーニー *Badr al-Din Abū al-Sa'dat Muḥammad ibn al-Bulqīnī* (八九〇／一四八五年歿) がエジプトのシャーファイイー派大カーデー職を解かれた際、数日間ではあるが、ザイン・アッ・デイーンが大カーデーの職を代行したとする記述である。バドル・アッ・デイーンはカーデー職の任命にあたって七、〇〇〇ディーナールの費用を要したものの<sup>⑧</sup>、未熟で素行も悪く、その就任期間はわずか四カ月であった<sup>⑧</sup>。代わってワリー・アッ・デイーン・アル・アスユーティー *Walī al-Din Aḥmad ibn Aḥmad al-Asyūṭī* (一一三／八九二／一四一〇—一四八六年) が任命されるまでの期間、スルターンの命によりザイン・アッ・デイーンが臨時カーデーとして裁定を下し、法に関する意見書

(makath) を提出した。<sup>9)</sup>

ザイン・アッ・ディーンは年代記中しばしば「カーディー」と言及されている。このような呼称は実際にカーディー職の就任歴を問わず尊称としても用いられたが、彼自身が義父のアラム・アッ・ディーン・アル・ブルキーニーのもとで法勸告書(ファトワー)作成のイジャーザを獲得してムフティーとしての実務経験を積んだ事実に加え、彼の死亡記事においても法学に通暁していたことが特記されていることから、一定の実体を伴っていたと考えられる。<sup>10)</sup> ウラマーと官僚の子弟の教育課程は、共通する初等教育の諸テキストを修了した後、それぞれの専門的教養の修得へと分岐するのが通例であった<sup>11)</sup>が、ザイン・アッ・ディーンが義父のもとで高度な法学的知識を修得していた点は、トルコ語への熟達と併せ、彼の知的バックグラウンドにみえる大きな特徴といえる。

## 2. カイトバリー期

フシユカダムの死後スルターンに就任したヤルバリー(在位一四六七年)、ティムルブガー(在位一四六七〜一四六八年)による政権はいずれも短命に終わったが、続くカイトバリーは長期政権の樹立に成功した。<sup>12)</sup> ザイ

ン・アッ・ディーンとカイトバリーの主従関係は、八九三/一四八八年にザイン・アッ・ディーンが死去するまでの二〇年間にも及ぶため、必然的に行政官としてのザイン・アッ・ディーンに関する言及はこの時期に集中している。

### (一) スルターンの広報官

スルターンの意向を代弁し、布告文を作成する王室広報官としての役割は、カーティブ・アッ・スイツルという職掌の中心に位置づけられる一方で、儀礼的側面が強く、かつ日常的であるゆえに史料からは断片的な情報しか得られないことが多い。そのため、ザイン・アッ・ディーン自身の発言や起草した布告の内容について具体的な記述の得られる事例が分析の中心となるが、スルターンの広報官としての役割を確認するには十分であるう。

カイトバリー治世におけるザイン・アッ・ディーンの職務として最初に確認される史料記述は、北シリア軍事遠征費に対する施策の発表である。八七二年ラジャブ月/一四六八年二月にスルターンに即位したカイトバリーが直面したのは、ドウルカドウル侯国のシャー・

スワール *Shah Suwār* (在位一四六六―一四七二年)によってもたらされた軍事的脅威と戦費増大による国庫の窮乏であった。<sup>13</sup> カーイトバリーはカリフ、四法学派の大カーデー、シャイフ・アル・イスラームのアミーン・アッ・デーン・アル・アクサライー *Amin al-Din Yahya ibn Muhammad al-Aqsarī* (七九七―八八〇) / 一三九四―九五―一四七五年)らを招集した諮問会議において、ザイン・アッ・デーンにスルターンの施策を代弁する役割を託した。

ザイン・アッ・デーンはスワールに対する軍事遠征の必要性と、財政の逼迫から遠征費捻出が不可能である旨を訴え、私有財産及びモスクに対するワクフの収益のうち、宗教儀礼に必要な経費を除外した余剰分をスルターンのザヒーラ(直轄財源、*dhakira*)に組み入れる方針を述べた。だがこの発表に対し、まずはアミールら軍閥係者の資産や女性たちの宝飾品を売却すべきとして、アクサライーから猛烈な反発が寄せられ、遠征費徴収の試みは失敗に終わっている。<sup>14</sup>

スルターンの施策を広報するザイン・アッ・デーンの姿は、八八五年ラビーウ・アル・アウワル月 / 一四八〇年五・六月、預言者誕生祭を祝した饗応後の会合にお

いても確認される。合計六万デーナールを載せた六枚の盆を運ぶ六人の宦官を引き連れて現れたザイン・アッ・デーンは、前年の巡礼でスルターンがメディナ住民の困窮を目の当たりにし、同地の貧者たちのためにワクフを設立することを宣言した。<sup>15</sup> ここで彼は以下の通り発言したとされる。

スルターン―神が彼に勝利を与えんことを―は、昨年巡礼に向かわれた際、高貴なるメディナの住民がますます食糧に窮乏しているのをご覧になった。そのため、我らが主人スルターンは、高貴なるメディナにおいて、以後も継続する慈善を行なうことをお誓いになった。至高なる神のためにスルターンが用意なさったこの資金は、純粹に個人に属するものであって、「イスラーム教徒たちの家 (*Bayt al-muslimin*)」の財ではない。これをもってメディナの貧者たちに対し、ワクフとする土地 (*diyā*)、建物 (*amakin*)、集合住宅 (*rubū*: 単数形 *rabū*)<sup>16</sup> 等を購入し、メディナにおいて毎日「支給される」ダシーシャ(挽割小麦粥、*dashiḥa*)とパン、油などを生産するための財源とする。これはハプロ

ンの街で実施されているものと同様である。<sup>17)</sup>

この発表を受け、場内からはスルターンに対する神の加護を求めるドウアー（祈願、*dua*）の声が沸き起った。<sup>18)</sup> 同様に八八八／一四八三年の預言者誕生祭では、ザイン・アッ・デイーンによってスルターンが私有地（*amlak*）、ラブウ、リザク（恩賞地、*rizak*）を二〇万デイナーで購入し、メディナに対するワクフに充当すること、同地におけるあらゆる雑税を廃止し、メディナのアミールには一、〇〇〇イルダツブ（約九〇キロリットル）の小麦が補償される旨が発表された。<sup>19)</sup>

これらの事例にみえるのは、諮問会議や重要行事において、ザイン・アッ・デイーンがスルターンの意向を代弁し、参集した国家の要人たちの承認を得るという日常の政治手続きである。同時に、宦官に金貨を運ばせる演出による、ワクフ設立資金の出処がスルターンの私財であることを強調する視覚的效果も注目し得る。すなわち、単にスルターンの政策を広報するにとどまらず、それをいかに実現に至らしめるかが念頭に置かれていたのである。その意味でもザイン・アッ・デイーンが「トルコ人たちの交流に必須の言語に精通していた」<sup>20)</sup>ことは、

スルターンとの円滑な意識共有において多分に寄与し、彼が重用される一要因となったと考えられる。<sup>21)</sup>

続いて、ザイン・アッ・デイーン自身の手になる文書に関する史料記述を見てみよう。

i. イブン・アル・ファアリード論争とビカーイー

八七五／一四七〇年、スーフイー詩人イブン・アル・ファアリード *Ibn al-Farid*（六三二／一二三五年歿）の適法性をめぐり、カイロの主だったウラマーを二分する激しい論争が展開された。<sup>22)</sup> イブン・アル・ファアリードに対する支持を表明したカーイトバイーは、論争を終結させるため、同年ムハッラム月／一四七〇年六月七月、ザイン・アッ・デイーンに対し、シャイフ・アル・イスラームのザカリーヤー・アル・アンサーリー *Zakariyya Muhammad ibn Ahmad al-Ansari*（九二六／一五二〇年歿）に対する質問状の作成を命じた。<sup>23)</sup>

この際ザイン・アッ・デイーンが起草した書簡の全文がイブン・イヤース *Zayn (Shihab) al-Din Muhammad ibn Iyas*（八五二／九三〇年頃／一四四八～一五二四年頃）によって記録されているため、以下に引用する。



シャイフにしてイマーム、大学者でありその知見は大海の如きザカリヤー・アル・アンサーリー・アッ・シャーフイー―神が彼を通じてムスリムたちに恩恵を賜らんことを―は、我々の主人にしてシャイフ、アーリフであるウマル・イブン・アル・

ファーリド―神がその慈悲で彼を守護し、また彼に満足されんことを―を不信仰者呼ばわりする者どもについては何と述べるであらうか。彼の教義が腐敗していると見なされているのは、その言葉が誤解を受けていることに起因する。だがこれは偉大なるスーフイーたちの間では周知の意味に関して、シャリーアにとつて害とはならぬ彼らの議論における術語を用いて言及したものである。このアーリフの言葉は、彼のタリーカにおける人々の術語に言及したものであろうか、それとも非イスラーム共同体の術語に言及したものであろうか。それに対する答えは何か。<sup>(24)</sup>

この書簡は質問状の体裁をとっているものの、実質的にはアンサーリーに対してイブン・アル・ファーリドを適法とするファトワーを求めるものであった。ザイン・アッ・デイーンよりこの質問状を受け取ったアンサー

リーは、返答を引き伸ばした。だがザイン・アッ・デイーンが幾日にもわたり要求を続けたため、アンサーリーはイブン・アル・ファーリドの用いる術語の真の意味を理解できない者は論駁を控えるべきという内容のファトワーを記している。<sup>(25)</sup>

反対派の中心人物は、クルアーン注釈学者で歴史記述でも知られるブルハーン・アッ・デイーン・アル・ビカーイー Burhan al-Din Ibrahim al-Biqari (八八五/一四八〇年歿)であった。八七五年ラマダーン月/一四七〇年二―三月、イブン・アル・ファーリド支持者たちによるビカーイー批判が激しさを増すと、<sup>(26)</sup>ビカーイーは彼の支持者たちをカイロ市内の複数地点に配し、通りがかった敵対者を棒で打ち据えるよう指示した。この計画を知ったザイン・アッ・デイーンは、ダワダール(私設官房長)のバラカート Barkat<sup>(27)</sup>を派遣し、ビカーイー一派によつて捕縛された者たちを解放するよう取り計らつたため、ザイン・アッ・デイーンについて多くの析願 (at-tala) の声が上がつた。<sup>(28)</sup>だがその一方でザイン・アッ・デイーンは、八七七年ズー・アル・ヒッジャ月/一四七三年四―五月、「不信仰 (kufr)」を宣告され、マリーク派大カーデーイーのブルハーン・アッ・デー

ン・アッ＝ラツカーニー Burtan al-Din Ibrahim ibn Muhammad al-Jaqqani (八九六／一四九〇年歿) のもとで処刑の危機にあったピカーイーを呼び寄せ、自らの権限でピカーイーを助命している。この件についてイブン・イヤースは「カーティブ・アッ＝スイッルがいなければ、ピカーイーに善き事「死刑の回避」は生じなかった」と述べている。<sup>29)</sup>

ザイン・アッ＝デイーンがイブン・アル＝ファアリード擁護のファトワーをアンサーリーから引き出したことは確かであるが、反対派の領袖であるピカーイーを助命した点はどのように理解すべきだろうか。ホメリンはザイン・アッ＝デイーンがイブン・アル＝ファアリード支持派の碩学ムフィー・アッ＝デイーン・アル＝カーフィヤジ（Muhay al-Din Muhammad al-Kafiyajī (八七九／一四七四年歿) に学んだことを根拠に、彼自身もイブン・アル＝ファアリード支持派であった可能性を示唆している<sup>30)</sup>が、史料記述から明確な判断材料を得ることはできない。だが、彼がスルターンの意向を汲みつつ、市内における衝突を回避するよう努め、反対派の中心人物に対しても穏便な処遇を与えたという一連の記述からは、ザイン・アッ＝デイーンにとつてはいずれの側につくかという以

上に、犠牲者を出さずに事態を早期収拾することが重要であったように思われる。

#### ii. カイトバーイの落馬

続いて取り上げる文書は、全文こそ明らかでないものの、その作成の経緯はカーティブ・アッ＝スイッルとしての役割を検討する上で注目に値する。

八九一年ラビウ・アル＝アウワル月／一四八六年三―四月、ラマダーンの照明用として城塞のミナレットに設置された柱が倒壊する事故が生じた。これを不吉な予兆と捉えた人々は、スルターンに災いが降りかかるのではないかと噂した。その二日後、カイトバーイの愛馬が突如暴れ出し、スルターンは落馬して大腿部を骨折した上、夥しい出血を伴った。怪我の状態が深刻であったため、「スルターン崩御」の誤報がカイロを駆け巡り、市民らを震撼させた。

事態を憂慮したカイトバーイは、登城したザイン・アッ＝デイーンに対し、「スルターンに大事なく、近日中に回復する」という旨の布告文 (marasim) の作成とアレッポへの送付を命じた。ザイン・アッ＝デイーンはただちに着手し、ハーツサキヤ (スルターン親衛隊)

の मामルークを通じて布告は即日シリアに向けて發送された。<sup>(31)</sup>

マラテイーによれば、この布告は人々がスルターンの死を信じることで生ずる諸状況の荒廃を回避することを目的としており、新スルターンの擁立を画策するシリアの有力アミールらを牽制する意図があったことは疑いない。実際、八八二—一四七七年にザイン・アッ・デインら僅かな側近を伴いシリア方面の視察を行なったカイロバリーが病に罹った際には、留守を預かるカイロのアミールや市民たちの間で、スルターンは死亡し、すでにダマスクスに埋葬されたとの飛語が流布し、新スルターン擁立の動きが活発化して市内は著しい混乱に陥った。<sup>(32)</sup> このような過去の経験を踏まえ、カイロバリーはザイン・アッ・デインに早急なる文書の作成・送付を命じたのである。スルターンの安否情報は政権の維持に直結する国家機密であり、バリード制の監督者でもあったカーティブ・アッ・スイッルが体制の安定に寄与していたことを明示する例といえよう。

(2) 国外要人の受け入れとムズヒル邸

カーティブ・アッ・スイッルの職務のなかで、先行研

究においてスルターンの広報官に次ぐ重要性が指摘されているのは、外交上の役割である。外交文書の作成は文書庁の主要業務に数えられるほか、カイロを来訪した外交使節団に対しては、一般にカーティブ・アッ・スイッルがスルターンへの謁見許可書の発行と引き合わせを行なった。<sup>(33)</sup>

他方ザイン・アッ・デイン個人の経歴に着目した場合、友好的、敵対的関係を問わず、国外からの要人の受け入れに関する記述が散見される。そこで注目すべきなのは、彼がカイロ市内に所有する邸宅がその舞台となっていた点である。

この側面について最も詳細な情報が得られるのは、オスマン朝のジェム・スルターンがカイロを訪れた際の記述である。八八六年ラビーウ・アッ・サーニー月二二日—一四八一年六月二〇日、イエニシェヒルの戦いでオスマン朝の帝位争いに敗れたジェム・スルターン *Jumjuma ibn al-Sulṭān Muḥammad* (八六四—九〇〇—一四五九—一四九五年) は、 मामルーク朝への亡命を打診し、これをカイロバリーが受け入れたことでジェムは家族と一〇〇名ほどの従者を伴いシリア地方を南下し、同年シャアバーン月—一四八一年九—一〇月、カイロに

到着した。

ジエムはスルターンに謁見した後、政府高官らの歓待を受けた。ザイン・アッ・デイーンはジエムをラトリー池畔の自宅に宿泊させ、空前の饗応で接待した。イブン・イヤースの年代記に従えば、この饗応はザイン・アッ・デイーンの息子たちの割礼式という名目であり、ジエムのほか、最有力のマムルークたちが招待されていた。

この饗応に関しては、イブン・イヤースによって詳細な描写がなされている。ザイン・アッ・デイーンは事前  
にラトリー池周辺の住民に対して家屋のライトアップを指示し、それぞれの家庭に一〇ラトル（約四、五八〇グラム）の油と豪華な食糧を載せた盆を配布した。地元住民の協力を得て、三晩連続で池は針穴に糸を通せるほどに煌々と照らされた。客人らに乗せた借上げ船が池に浮かび、各地方から集められた男女の歌い手が歌を披露した。それは「普段は慎み深い少女さえも見物に行くほどの」壮観であったと伝えられる。また「チーズ商のウスフル [Usfur al-Jabbān] や「菓子屋のイブン・アッ・ザイバク Ibn al-Zaybaq al-Hulwānī」が見物客に対する売り上げでそれぞれ一二〇ディーナールを記録したとあ

り、カイロ市民が大挙してラトリー池に押し寄せたことで副次的な経済効果が生じたことも読み取れる。

ザイン・アッ・デイーン主催の割礼式は、総じて「この数夜でどれほどの金額が費やされたか予測不可能なほどの」一大行事であり、当時のザイン・アッ・デイーンの権勢を示すには十分であった。だがここでより注意を払うべきは、この盛大な式典の背景に、歓待に要する経費は惜しまぬようにというスルターンの通達があったという点である。<sup>37</sup> 国境を越えたジエムがカイロに至るまでの期間については史料間に若干の異同があるが、二カ月から三カ月という長期間を要した理由について、ハトツクスは、歓待の準備と今後の処遇を討議するためにカイロ側が引き延ばした可能性を指摘している。<sup>38</sup> この割礼式は、ムズヒル家の私的な祝賀行事という以上に、周到に準備された、王朝の威容と富を誇示するための政治的舞台だったのである。

オスマン朝との関係に目を転じれば、八八八／一四八三年に始まり、以後八年間に及ぶオスマン朝との交戦は、ムズヒル家にとっても無縁ではなかった。八九一年ラビーウ・アッ・サーニー月／一四八六年四一五月には、捕虜となった後釈放されたオスマン朝軍の書記 (Kaṭīb

il-askar al-Uthmani) が治療のためムズヒリーヤ学院

に滞在した。<sup>(38)</sup> ザイン・アッ・ディーンにとって最後の公

務は八九三／一四八八年、オスマン戦線に派遣するベド

ウインの徴発であり、ダワードールのアークビルディ

にナールルスに赴く途上病に倒れ、カイロに帰還後死亡

した。その後の八九五年ジュマダー・アル・ウーラー

月／一四九〇年三・四月には、捕虜となったオスマン朝

のアミール・イスカンダル・ブン・ミーハール(ミー

ハール) Iskandar ibn Mihal (Mihārī) がムズヒ

ル邸に移送され、息子バドル・アッ・ディーンの監視下

に置かれた。<sup>(40)</sup> 八九六年ジュマダー・アル・アーヒラ月

／一四九一年四・五月、オスマン朝からの使者

(qasid) アリー・ジャラビー 'Alī Jalābī (八四〇／一四

三六・三七年頃生)<sup>(41)</sup> が和平協定締結のため来訪した際に

は、その従者約一〇名とともにムズヒル邸の大ホールに

宿泊している。この使節団の来訪によりイスカンダルら

捕虜は釈放され、一行には食事、菓子、一、〇〇〇

ディナールの現金が与えられ、彼らの金曜礼拝はザイ

ン・アッ・ディーンがカーヒラのバルジャワーン地区

harat al-Barjawān に設立したムズヒリーヤ学院で行な

われた。<sup>(42)</sup> オスマン朝以外からの使者来訪時にもムズヒル邸は宿

泊先として利用された。八九二年シャアバーン月一二日

／一四八七年八月二日、白羊朝のスルターン・ヤアター

ブ Ya'qūb ibn Hasan Bak (在位八八三／八九六／一四

七八／一四九〇年)の使者総勢二〇名が贈答品と書簡を

携えて来訪した際、一行はラトリー池のムズヒル邸に宿

泊し、その後接待役(ミフマンダール miḥmandār)と

ともにムズヒリーヤ学院で金曜礼拝を行なった。同月二

七日／八月一七日、ザイン・アッ・ディーンはムズヒ

リーヤ学院に隣接する自宅で使者らを歓迎する席を設け

た。その翌日、一行は城塞のパフラ・ホール al-Bāḥra

でスルターンよりヒルアを授与されており、約半月にわ

たり、ザイン・アッ・ディーンが接待役を担ったことが

わかる。<sup>(43)</sup> 九一八年ムハツラム月一日／一五二二年三月

二九日に五〇名に及ぶフランス王ルイ一二世の使節団が

来訪した際にも、ラトリー池のムズヒル邸に投宿してお

り、上述のアリー・ジャラビー一行の例と併せて、ザイ

ン・アッ・ディーンの歿後もムズヒル邸は同様の機能を

保持していたといえよう。<sup>(44)</sup>

このように、ザイン・アッ・ディーンと国外からの要

求との関係が、ムズヒル邸の歴史を形作る重要な要素

人の関わりを考える際、カイロ市内に所有する邸宅が重要な位置付けにあったことは確実である。マルテル・トウミアンは、一五世紀カイロの有力官僚の居住地域としてカーヒラ、ブーラク、ラトリー池周辺を挙げているが、ザイン・アツ・デインはそのいづれにも邸宅を所有していた<sup>(46)</sup>。当該時期には、良好な住環境を求め、官僚らがラトリー池周辺等のやや郊外に別宅を構える傾向が確認される。だがこれらの邸宅の利用は、水位の上昇を利用した舟遊びが可能なナイル河の氾濫時に限定されたといわれる<sup>(47)</sup>。したがって、ジェムの一行やルイ一二世の使節団の宿泊先として、モスクが隣接しシタデルとの距離も短いカーヒラの本邸ではなく、ラトリー池の別邸が利用されたのは、利便性よりも迎賓の場としての機能を重視した結果といえるかもしれない。また息子パドル・アツ・デインが敵対国の要人を自宅で引き受けている点を考慮すれば、ムズヒル邸は要人の接待に加え、監視という面でも好都合な立地及び構造を有していたと推定される<sup>(48)</sup>。ムズヒル邸で練り広げられた饗応にスルターンの意向が明確に働いていることから、これらの邸宅の利用が政治と強く結びついていた点を強調しておかねばならない。

### (3) マザールム法廷

八七五年ズー・アル・ヒツジャ月／一四七一年五・六月の御前会議において、スルターンは大イールワン改修の必要性を議題に挙げ、工事の監督官 (shaykh) にザイン・アツ・デインを任命し、修繕に要する費用などを協議した<sup>(49)</sup>。スルターンのザヒーラから二万ディーナールを投じて行なわれたこの工事の目的は、「旧習に従ってそこでヒドマ (khidma) を行ない、行進すること」、すなわちナスィル・ムハンマドの第三治世に倣い、軍事パレードや閉廷後の賜餐を含む、マザールム法廷に付随する一連の儀礼的手続きを復活させることにあった<sup>(50)</sup>。

しかし、工事は落成には至らず、シャリーア法廷の控訴院の位置付けにあったマザールム法廷がその数年後もスルターンの厩舎で開かれていたことは、八七九年シャアバーン月／一四七四年一・一二月の記録からも確認される。

それによれば、厩舎のマザールム法廷には多数の案件 (hukūmah) が寄せられており、その一部はスルターンとザイン・アツ・デインら政府高官が共同で審議にあたった<sup>(51)</sup>。この時代のマザールム法廷は週に二日開廷されていたが、官吏の職務怠慢から家庭内の諸問題まで多岐

にわたる膨大な訴状 (*Da'wa*)<sup>(52)</sup> が寄せられていたことは、すでに八七六年ラビーウ・アル・アウワル月／一四七一年八・九月、カーデーイ法廷の判決に不服のある場合のみマザールム法廷で受理するという布告が出されたことから確かである<sup>(53)</sup>。

マザールム法廷におけるカータイプ・アツ・スイツル及び配下の書記たち (*Kuttab al-dast*) の役割は、第一にスルターンの左手に座して訴状を読み上げ、裁定を記録することにあつた。しかし、カルカシャンデーイの官僚手引書を分析した松田によれば、マザールム法廷に寄せられる訴状の受理には内容や直訴者の地位に応じて複数の経路が存在し、カータイプ・アツ・スイツルをはじめとする政府高官によって裁決されるケースも存在した。文書庁に送られた訴状については長官自らが受理の可否を判断し、審理の上裁決文を書かせたという。マザールム制度がスルターンを正義の頂点としながらも官僚的プロセスによって施行されていた点<sup>(55)</sup>、八七六年の布告以降も多数の訴状が寄せられた事実、そしてカーイトバードと分担して決裁を行なっていたという記述に鑑みれば、ザイン・アツ・デーインの担った役割がスルターンによる決裁を記録するにとどまらないことは明らかであり、

マザールム制度全体における文書庁の関わり方を含めて、今後さらなる考究が必要であろう。

#### (4) ウラマーへの経済的支援

一行政官としてのザイン・アツ・デーインがとりわけ関心を払っていたのは、ジャワリー (人頭税) を財源とした奨学制度の確立であつた。この問題について唯一言及しているサハ・ウイーによれば、ザイン・アツ・デーインは学生やすでに学業を修了した求職者をリスト化し、手当を支給しつつ職を斡旋する、若手ウラマーを対象とした就職支援の施行を目指していた。具体的な斡旋先としては、ザイン・アツ・デーインが人事面での影響力を行使し得たと考えられる、バルクーキーヤ学院 *al-Barquqiyā*、ジャマリーヤ学院 *al-Jamaliyyā*、ムアイヤデーヤ学院 *al-Mu'ayyadiyyā*、アシュラフィーヤ学院 *al-Ashrafīyyā* が挙げられている<sup>(56)</sup>。ザイン・アツ・デーインが保有していたナズビル・アル・ジャワリー職とサイード・アツ・サダウ修道場 *khanaḥ Sa'id al-Su'ada* の管財人職は、「彼が配慮を向けていた有徳の人々 (*al-fudala*)」、「受給の」権利を有する人々 (*al-mustahaqqin*) に対する支給手続きを整備するまで

は辞職しなかった<sup>(57)</sup>とあることから、ザイン・アッ・デイーンが本制度の徹底に尽力していたことがうかがえる。

また、ザイン・アッ・デイーンは学術・文化活動のパトロンとしても知られ、城塞及び自邸におけるハディース朗読会、詩会を開催し、著名ウラマーや詩人を多数招聘した。後述するが、彼が創立したマドラサヤリバートにおいても相当数のウラマー及びその候補生を扶養していた。学術活動の保護という観点でとりわけ注目に値すると思われるのは、ザイン・アッ・デイーンと民間説教師 (wu'āq: 単数形ワイーズ wa'iz) とのパトロネージ関係である<sup>(58)</sup>。ザイン・アッ・デイーンが手厚い支援を与えた説教師として、「当代のイブン・アル・ジャウズイー」と謳われたアブー・アル・アッバース・アル・クドウスイー Shihāb al-Dīn Abū al-'Abbās al-Qūṣī (八七〇／一四六六年歿)<sup>(59)</sup>とその弟子で法学者としても著名なシハーブ・アッ・デイーン・アル・ウマイリー Shihāb al-Dīn Ahmad al-'Umayrī al-Maqḍisī (八三二／八九〇／一四二八〜一四八五年)<sup>(60)</sup>、アウラード・アン・ナス出身のムヒッブ・アッ・デイーン・イブン・ダムルダーシユ Muhibb al-Dīn Muḥammad ibn Damurdāsh

(八三二頃〜八八八／一四三二〜三三三〜一四八三年)<sup>(61)</sup>らがいる。クドウスイーは法学、ハディース学に通じ、アクサー・モスクでハティーブ及び教授職を務めた。その後カイロ、メッカ、エルサレムを拠点に平易な説教によつて貴顕、民衆問わず絶大な人気を博した一方、前述のピカーイーと鋭く対立し、人物像をめぐっては同時代の著名ウラマーから賛否両論を巻き起こすなど、その社会的影響力で広く知られた人物であった<sup>(62)</sup>。

無論ザイン・アッ・デイーンの学術振興策には、リトルが 'scholar-bureaucrat' と表現した通り、彼自身が学者としても十分な素養を備えており、その知的探究心を満たす側面があったことも事実であろう。ウラマーに対する手厚い配慮は、続く章で検討するザイン・アッ・デイーンの慈善事業と併せ、彼らからの支持拡大に繋がったと考えられる。また、有名説教師に対する積極的な支援を行っていた背景には、自らの敬虔さや政治的・宗教的見解を広くデモンストレーションする場としてワアズ集会を利用し、非文字文化が優位な当時のマスメディアの一端として機能していた説教師を統制する意図があったことにも、十分な注意を払っておくべきだろう<sup>(64)</sup>。



### 三 慈善事業

カーティブ・アッ・スイッル就任後のザイン・アッ・デインは、マムルーク朝領内の各都市で私財を投じた大規模な慈善事業及び学術振興策を展開し、その善行が「一日中人々の噂に上るほど」<sup>(65)</sup>、篤志家としての高い名声を確立した。以下ではまずカイロ、エルサレム、メディナに建設されたムズヒリーヤ学院について概要を示し、続いてその他の慈善及び文化事業を地域別に検討する。

#### 1. マドラサの建設

##### (一) カイロのムズヒリーヤ学院

ザイン・アッ・デインの寄進による建造物で最も名高いのは、カイロのムズヒリーヤ学院である。カーヒラ内のバルジャワーン地区に位置し、サビール・クッターブを併設した。バルジャワーン地区はムイッズ通りの西に位置する住宅街で、マドラサは前述の邸宅に隣接して建設された。<sup>(66)</sup>大理石、ラピスラズリ、象牙などの建材を多用した内部装飾は当時の名工・アブドゥル・カーディル・アン・ナツカーシユ Abd al-Qādir al-Naqqāsh が施工し、サビールとミンバルの銘によれば、完成はそれぞ

れヒジュラ暦八八四年、八八五年である。<sup>(68)</sup>

エジプト国立図書館に収蔵されているマドラサのワケフ文書に基づけば、バルジャワーン地区の土地は元々ザイン・アッ・デインの実母ハデージャの所有であり、死後ザイン・アッ・デインが単独で相続したため、マドラサ建設の用地に充てたという。<sup>(69)</sup>形態としては、ザイン・アッ・デイン自身を管財人とし、死後の収益を子孫に充てた自己受益型の家族ワケフであり、<sup>(70)</sup>後継者となる次男バドル・アッ・デイン以外の子供たちの名も明記されている。

同文書では学院内でのポストや諸手当に関する前半部分<sup>(71)</sup>が欠落しているが、同時代の叙述史料を辿ると、少なくとも法学、クルアーン注釈学、ハディース学、タサウウフ、論理学、文法学の講義が設置され、金曜礼拝が行なわれていたことが判明する。各史料中に断片的に言及されているムズヒリーヤ学院の関係者及び設置科目を整理したのが、巻末の付表(「一. カイロのムズヒリーヤ学院関係者」、「二. カイロのムズヒリーヤ学院設置科目」)である。

設立当時の教授として言及があるのは、タサウウフのイブン・カーシム Shams al-Din Muhammad ibn Qasim

al-Maqsi (八一七頃〜八九三／一四一四―一五〇一四八年)、クルアーン注釈学のカウラーニー Jamāl al-Dīn 'Abd Allāh al-Kawrānī (八一八頃〜八九四／一四一五―一六〇一四八九年)、ハディース学のマシユハディー Bahā' al-Dīn Muḥammad al-Mashhādī (八一二〜八八九／一四〇九〜一四八四年)の三名である。とりわけイブン・カースィムはタサウワフのシャイフのほか、ハティーフ、イマームも務め、ラマダーン中のハディース読誦を担うなど、学院内で中心的役割を果たした。<sup>(26)</sup> サイド・アツ・スアダー修道場のシャイフであったカウラーニーは、ザイン・アツ・ディーン自身の師としても言及されている。ザイン・アツ・ディーンがマドラサ完成以前の八七一／一四六七年に巡礼を行なった際には、イブン・カースィムとカウラーニーに加え、カウラーニーの歿後にクルアーン注釈学教授に就任したイブン・アラブ Najm al-Dīn Muḥammad ibn 'Arab (八三三／一四二八年生)を伴ったことが各人の伝記記述から判明する。<sup>(27)</sup> また、八九三年ラビーウ・アツ・サーニー月／一四八八年三月にイブン・カースィムの訃報を受けたザイン・アツ・ディーンは新たなシャイフとハティーフを自ら指名したが、その一人であるイブン・アル・マフージ

Shihab al-Dīn Ahmad al-Mahjūb al-Dīmasīqī (八四二／一四三八年生)も八六六／一四六一―一六二二頃からすでにザイン・アツ・ディーンと親交があったと記されており、<sup>(28)</sup> 総じて同マドラサの教職員はザイン・アツ・ディーンの知己から選出されていたといえよう。

アリー・ムバラク 'Alī Basha Muḥarak (一八二三―一四一四／一八九三年)の地誌には「原形を留めており、宗教儀礼 (sharī'ah) はワクフの収益によって運営されている」とあることから、<sup>(29)</sup> 一八八〇年代においても本来の機能を維持していたことがわかる。また、学院の付近には「アルバイーン al-'Arbā'īn」の名で知られるザウイヤがあり、<sup>(30)</sup> 同名の廟 (qāriyah)、井戸 (bīr)、清め所 (maḥṭara) を備えていた。このザウイヤについては一五世紀の史料に言及がないため、ムズヒル邸、マドラサ、サビール・クッターブ、ラブウから成る複合施設としてのムズヒリーヤの一部を構成しているとは言えないが、運営には同じワクフが充てられていたようである。<sup>(31)</sup>

(2) エルサレム、メデイナのムズヒリーヤ学院

カイロのほか、ザイン・アツ・ディーンはエルサレムとメデイナにも自身の名を冠したマドラサを建設した。

エルサレムのムズヒリーヤ学院はハデイド門通りの南側に位置し、三階建ての最上階部分は隣接するアルグリーニーヤ学院 al-Argḥūniyya を横切り、ハラムの柱廊に直接繋がる構造を有していた。完成はカイロとほぼ同じくヒジュラ暦八八五年とされ、エルサレムにおけるマムルーク朝最後の宗教建築である。エルサレムのムズヒリーヤ学院に関する史料記述はカイロ、メディナに比して極めて乏しいが、サハーウイーはカイロと同様としており、法学、ハディース学、クルアーン解釈学、タサウウフなどが設置されていたと推定される。

バーゴインによれば、一〇二二年サファル月／一六一年三月三―四月付で学院のシャイフ、ムダッリス職の任命記録が残されているが、一八世紀の法廷台帳 (Sijill 220, 73; 267, 150) では建物はダジャーニー家 al-Dajāni の所有に移り、その後「シャアバーニー邸 dar al-Sha'bāni」と呼ばれるようになった。そのためワクフ文書に言及のある一〇九三／一六八二年以降、教育機関としての機能を維持していたかは不明である。

メディナのムズヒリーヤ学院はラフマ門に隣接して建設され、八九三年シャワール月／一四八八年九―一〇月にはその大部分が完成したが、ザイン・アッ＝デー

ンはその一カ月前にカイロで歿したため、完成を目にすることはなかった。人員及び居住者については、巻末の付表「三、メディナのムズヒリーヤ学院及びリバート関係者」を参照されたい。予算の管理等、運営はハサン系シャリーフの法学者でメディナ史記述でも知られるサムフリーディー Nūr al-Dīn 'Alī al-Samhūdī (八四四―九一一／一四四〇―一五〇六年) が担っていた。<sup>(81)</sup>

このサムフリーディーを学院の吏員に任命したのは、イブン・クライバ・アル＝マハッリー Nūr al-Dīn 'Alī ibn Qurayba al-Mahallī (八五〇―九二二／一四四六―一四七〇―一五一六―一七年) という人物であった。イブン・クライバはビカイイーの弟子で、イブン・アル＝ファリード論争が決着した際には敗れた師に随伴してダマスカスに移住したが、師の歿後ザイン・アッ＝デーインによってメディナのムズヒリーヤ学院におけるハディース学教授に任命され、学院内に居住した。サハーウイーによれば、イブン・クライバはザイン・アッ＝デーインとともに巡礼を行ない、アブー・ヌアイム Abū Nu'aym al-Isfahāni (三三六―四三〇／九四八―一〇三八年) の初期神秘主義者伝記集『諸聖者の飾り *Hiyat al-Awliyā' wa Tabaqat al-Asfiyā'*』<sup>(82)</sup>「ガザリー al-Ghazālī (一〇五

八〇一一年）の大著『宗教諸学の再興 *Iqā' 'Ulum al-Dīn*』などの著作を講読し、親交を深めたことで、ザイン・アッ・デイーンのマドラサにおける諸職を委ねられたという<sup>(84)</sup>。詳細は別稿で論じるが、ビカーイーはこのイブン・クライバを仲介役とし、ザイン・アッ・デイーンに対しダマスクスのウラマー社会における自らの苦境を訴え、執り成しの依頼を試みたこともあった。

このマドラサには男女別の設備を有する二つのリバートがあり、居住者の来歴に関する具体的言及が得られる。その一人であるイスマール・アッ・スブキー *Ismā'il ibn Muḥammad ibn Sulaymān al-Subkī*（八五〇頃／一四四六～四七年頃生）は、もとは学問を志したが、視力が低下したことで断念し、ヒジャーズに移住してメッカで七年間生活した後、妻を伴ってメデイナに移住した。妻の死後は預言者モスクでクルアーンの読誦など内省の日々を過ごし、ザイン・アッ・デイーンのリバートに居住した<sup>(85)</sup>。このような逗留者の宿泊施設や在住者に対する救貧施設としての機能は、聖地に建設されたリバートに共通して確認される<sup>(86)</sup>。

さらにこのメデイナのムズヒリーヤにドームを備えた埋葬施設が併設されていた点は、他地域のムズヒリーヤ

には見られない特徴である。サハーウィーによれば、生前のザイン・アッ・デイーンはカイロ郊外に位置する一族の墓ではなく、この墓所への埋葬を強く希望していたという<sup>(87)</sup>。サハーウィー自身も九〇二／一四九六～九七年、三度目のメデイナ逗留中にこのマドラサに滞在していた<sup>(88)</sup>。

## 2. 各地での慈善活動

サハーウィーはカイロのムズヒリーヤ学院にも居住し、マドラサ内の人事やそこで執り行なわれた婚約式などの子細な記述を残している。また前述のヒジュラ暦八七一年にザイン・アッ・デイーンがメッカを訪れた際には、サハーウィーも家族とともに逗留しており、ザイン・アッ・デイーンが同地で行なう慈善活動を間近で観察し得る立場にあった<sup>(89)</sup>。サハーウィーは自著の随所でザイン・アッ・デイーンが主導した慈善事業に言及しているため、ここで地域別にその内容を整理しておこう。

### (1) カイロ

まず挙げられるのが、ザイン・アッ・デイーンがカイロ市内の複数のモスクやマドラサに対し、付加工事及び環境整備を行なったという点である。具体的にはアズハ

ル・モスク内のジャウハリヤ学院 al-Jawhariyya への清め所と取水装置 (darat al-saqiyya) の設置、ムジャーウィル・モスク al-Mujāwir への清め所の設置、サリーヒーヤ学院 al-Sālihiyya の噴水に屋根 (safta) を設置したことが挙げられる。また、彼の本邸にも近いアクマル・モスク al-Aqmar の中庭に日除け幕 (Khayma) を寄贈した。これは金曜礼拝に参集した人々が強烈な日射に晒されるのを目の当たりにしたためと<sup>90</sup>。

続いて注目されるのが、郷里から離れて歿した有徳者に対する墓地の提供である。ザイン・アッ・デインは所有する二カ所の墓にウラマー及び「信仰正しき人々 (al-sālihin)」、すなわち諸聖者を埋葬したいという願望を抱いていた<sup>91</sup>。ここで指す墓とは、一カ所はザイン・アッ・デインの父バドル・アッ・デインがサフラー地区に建設したムズヒル家の墓所である。バドル・アッ・デインは聖者を深く崇敬<sup>92</sup>し、当時すでにズィヤールの対象となっていた聖者マヌーフイー廟に隣接して建設された<sup>93</sup>。もう一カ所は前述のメディナのムズヒリーヤ学院に隣接する墓所を指していると考えられる。実際に埋葬された人物としては、「ムウタカドの一人 (ahad al-mu'taqadin)」と表現されるスーフイーのサースクー

ニー Shams al-Din Muhammad al-Saskūni (八八六／一四八一年歿)<sup>94</sup>、「公正の館 Dār al-'Adl」のムフティー及びカイロ市内の複数のマドラサで法学教授を務めたナジュム・アッ・デイン・イブン・カーディー・アジュールーン Najm al-Din Muhammad Ibn Qādī 'Ajlūn (八三一／八七六／一四二八／一四七二年)<sup>95</sup>、同じく法学者のイブン・アッ・サービク・アル・ハマウイー Jamāl al-Din Muhammad Ibn al-Sabīq al-Hamawī (八一／八七七／一四〇九／一四七三年)<sup>96</sup> の名が挙げられており、いずれもカイロで歿している。このサフラー地区の墓は「イブン・ワリー・アッ・デイン Ibn Walī al-Din」の名で知られるシャリーフが住み込みで管理を行なった<sup>97</sup>。また、かつてザイン・アッ・デインの要職就任を後押しした母親ハディージャが歿して以降、ザイン・アッ・デインはこの一族の墓で就寝することを習慣としたという記述も存在する<sup>98</sup>。

それ以外には、「アズハルにおけるタサウウフ」とあり、スーフイズムに関連する寄付講座、もしくはズィクル集会の開催を指すと考えられる。また、法学者、学生、貧者に対するパンと俸給の支給も月、年単位で行なっていたとある。この定期配給はあくまでザイン・アッ・

デイーンの私財によるものであり、前述のジャワーリーを原資とした奨学制度とは異なる事業とみるべきである。

ところで、サハーウイーの記述にはないカイロにおけるザイン・アツ・デイーンの慈善事業に、ダッジャー・ゾーン地区 *khut al-Dajin* の複合施設に対するワクフ設定がある。ザイン・アツ・デイーンはダッジャー・ゾーン地区に位置するウイカーラ、カイサーリーヤを含む複合商業施設をスルターンと共同で所有し、八八八年サファル月一〇日／一四八三年三月二〇日、自らの持ち分である二分の一に対してワクフ設定を行なった。<sup>(9)</sup> この際の文書は現存していないため対象は不明であるが、八九〇年ラビーウ・アツ・サーニ二月二八日／一四八五年五月一四日、それらを撤回し、シャーファイー廟、フサイン廟等へ収益を分配するほか、メディナにおけるダシーシャ、小麦、パンの配給に充当するよう変更を加え、カーイトバーイの実施した給食ワクフに賛同の意を示した。

ペーレンス・アブ・セイフはこの変更が行なわれた理由について、ザイン・アツ・デイーンが八八六／一四八一年、一時的にカーティブ・アツ・スイツルを解任されたことに鑑み、スルターンによる強制であったことを示

唆している。<sup>(10)</sup> 確かにカーイトバーイは八八八年から八九年の間に複数回にわたって両聖地にワクフを設定し、ダシーシャ・ワクフはカイロとメディナの諸高官を巻き込んだ国家事業としての強い性格を有していた。だが、詳しい経緯は追って検討するが、この一時解任の理由がザイン・アツ・デイーン自身の過失ではなかったことに加え、彼自身が慈善活動を通じて両聖地、特にメディナに格別の関心を寄せていたことは疑いなく、この変更が全くの意に反した行為と断定するにはやや根拠が不足しているように思える。

## (2) ヒジャーズ

ムズヒル家がシリアに起源を有し、ザイン・アツ・デイーンの代もナーブルス及びダマスクスに一族の拠点を維持していたほか、ダマスクスの首席カーディーの任免をはじめとする人事への影響力も行使していたことに鑑みると、サハーウイーの伝えるシリアにおける慈善事業は「タサウウフの実施」のみと、際立って少ない。

その一方で特筆されるのは、ヒジャーズの両聖地における慈善活動の充実である。メッカにおいては、まずは複数のリバートを建設したことが挙げられる。これは寡

婦及び身寄りのない人々を收容する救貧を目的とした施設とされ、そのうち一軒は八七一年の巡礼中、サファールに完成した<sup>(10)</sup>。また、聖地逗留者(ムジヤール<sup>(11)</sup>)の益に供する二軒のサビールを建設し、上階は孤児院(maktab al-aytām)として利用された。そのうち一軒については、マルワの「ムタイビーズの竈 furn al-mutayyibā」の向かいに位置していたことがイブン・ファアド Najm al-Din 'Umar ibn Fahd al-Hashimi al-Makkī (八二二〜八八五/一四〇九〜一四八〇年)の言及から判明する<sup>(12)</sup>。

社会福祉の観点から興味深いのは、同地の貧者たちに對するサダカに加え、ザイン・アッ・デイーンがメッカの飲料水価格の低下に寄与したとする記述である。八七一年、巡礼でメッカに滞在したザイン・アッ・デイーンは、長らく枯渴していたバーザーンの泉 'ayn Bazān に自ら出向いて調査を行ない、多額の私財を投じて修繕を行なわせた。水資源の乏しい前近代のヒジャーズにおいて井戸水は高価な商材と認識されていたが、ザイン・アッ・デイーンが工事を指揮した結果、安価な水が供給されるようになったという<sup>(13)</sup>。

文化事業としては、カーディー・イヤード al-Qādi

l-Qādi (四七六〜五四四/一〇八八〜一一四九年)の記した『選ばれし者の諸権利を認識することによる癒し al-Shifā' bi-Ta'yīf Huqūq al-Musīfā'』の朗読会が挙がっている。『癒し al-Shifā'』の略称で知られるこの書物は、預言者ムハンマドの生涯と奇跡譚の詳細な記述であり、家を守護し読む者の病を癒すと信じられるなど、当該時期においては書物自体に特別な聖性が付与されていた<sup>(14)</sup>。

メデイナにおいては、メッカと同様に『癒し』の朗読会を主催したほか、預言者モスクにおけるクルアーン誦誦に對するワクフを設定した<sup>(15)</sup>。加えて、同地住民に對する小麦の分与を行ない、リバートを建設したとあるが、前述のムズヒリーヤ学院に併設されたリバートとは別の施設を指すかは分らない。

メデイナにおけるイスラーム的善行のなかでも格段の重要性を持つと思われるのは、フジュラ・アッ・シャリーファ(預言者ムハンマド廟、al-Hujra al-Sharīfa)の修繕である。ザイン・アッ・デイーンは修繕費を提供したのみならず、建材の大理石を自ら選定に出向いて購入し、さらには資材運搬などの土木作業や廟内の雑務にも進んで加わった。長谷部によれば、マムルーク朝スル

ターンによるメデイナへの寄進は預言者モスク、とりわけフジュラに集中していたが、預言者の墓そのものには手を加えることを慎み、墓周辺の構造物や環境の整備が専らであった<sup>⑩</sup>。したがって、ザイン・アツ・デイーンの寄進形態に関する描写から彼自身が廟内に足を踏み入れ、工事を主導する極めて能動的な姿が観察される点は刮目に値しよう。

ザイン・アツ・デイーンにこれほど大規模なイスラーム的善行を各地で展開することを可能足らしめたのは、潤沢な個人資産であった。ザイン・アツ・デイーンの収入に関する具体的金額を得ることはできないが、史料記述を総合すると、ムズヒル家の資産を構成したいくつかの要素が浮上する。

まず考慮しなければならないのは、すでに三浦によって指摘されている通り、任命に要する賄賂と職位から得られる俸給との間には大きな隔たりがあったという点である<sup>⑪</sup>。すなわちそれは、有力官職に給与所得を凌駕する役得収入が付随したことを意味する。先に挙げたカイロ市内の各マドラサにおける教授職のみならず、大カーディー職などの任免に大きな発言権を行使し得たザイン・アツ・デイーンには、任命やスルターンへの執り成

しを通じ、相当額の余得があったと考えられる。要職の対価としての一定額の徴収は、スルターンに対する上納金としての性質を帯びた当時の慣行であったが、任命を仲介した有力者に対しても地位と在職日数に応じた金額を支払わねばならなかった。実際ザイン・アツ・デイーン自身もナズビル・アル・ジャイシユ在職時には、任命の執り成しをしたワズビルに対し毎日七〇ディナールの支払いを課されており、資金繰りに窮したことは前稿でも確認した通りである<sup>⑫</sup>。

次に挙げられるのは、ムズヒル家の構成員がザイン・アツ・デイーンの代まで投獄や財産没収に遭うことなく、ほぼ順調に資産を形成し得たという点である。ムズヒル家はすでにザイン・アツ・デイーンの祖父の代にダマスクスのカーティブ・アツ・スイツル職を獲得するに足る資産を保有していたほか、「最大の関心事は蓄財であった<sup>⑬</sup>」と擲揅された父バドル・アツ・デイーンはエジプトのカーティブ・アツ・スイツル就任から死亡するまでの四年足らずの間に二〇万ディナールと伝えられる資産を形成し、カイロ市内に多数の不動産を取得した。また異母兄ジャラル・アツ・デイーンがカーティブ・アツ・スイツル就任の際に売却した資産の明細には「商業用



の品々 (baḥār: ih-maḥjar)」が含まれており、要職に付随する利権と積極投資により、カイロ移住後のムズヒル家は資産を拡大させたと推定される。ジャラル・アッ・ディーンがカーティブ・アッ・スイツル就任時に一〇万ディーナールという破格の叙任料を要求されたという記述は、当時のムズヒル家が潤沢な資産を保有していたことを示す証左といえよう。そして二人の異母兄が早世したことに加え、マドラサの用地となった母ハディージャの資産も単独相続したため、ムズヒル家全体の財が結果的にザイン・アッ・ディーンに集中することとなったのである。

ザイン・アッ・ディーン及びムズヒル家の管理財産については稿を改めるが、ワクフの管財人職が「財産」としての性格を帯びていた当該時期においては、自己受益形式をとったカイロのムズヒリーヤ学院をはじめ、複数のワクフの管財人を務めた点も無視できない<sup>(16)</sup>。さらにマドラサに隣接するラブウや父バドル・アッ・ディーンの代に取得した種々の不動産から得られる家賃収入も、ムズヒル家の資産の保全と収入基盤の安定化に寄与したと考えられる。

#### 四 カーイトバーイとの関係

ザイン・アッ・ディーンの政治的・社会的影響力の源泉は、何よりもスルターン・カーイトバーイとの密なる関係にあったと考えられる。ザイン・アッ・ディーンはスルターン権威を代弁するのみならず、行使し得る立場にもあった。例を挙げれば、八九二／一四八七年、ザイン・アッ・ディーンが収賄容疑でエルサレムのマリーク派カーディーの解任を命じた際、カーディーはスルターンの承認なき辞令に抵抗したが、同席した人々は「カーティブ・アッ・スイツルは王の舌 (lisan al-malik) である」という共通認識に基づき、彼自身の権限による任免に賛同を示した<sup>(17)</sup>。

両者の結びつきが強固であったことは、彼の地位が「スルターンの友であるカーヌーン (huwa bi-manziḥat qānūn ṣubḥat al-sultān)」と表現された<sup>(18)</sup>ことにも表わされている。その密なる関係は、まずザイン・アッ・ディーンがカーイトバーイに対する数々の執り成しを成功させている点に示されよう。八七五年ラビーウ・アル・アウワル月二九日／一四七〇年九月二五日、あるマムルークがワーリー (カーヒラの警察長官, wālī) を殴打

したことに對してカーイトバーイは二万八、〇〇〇  
デーナールの罰金刑を課したが、マムルークは「私の  
魂以外に差し出せるものはない」と返答し、ザイン・  
アッ・デーイン邸に支援を求めた。そこでザイン・アッ  
・デーインは彼の釈放と金額の再査定を執り成し、処刑  
を免れさせた。<sup>(16)</sup> また八七八年ズー・アル・ヒッジャ月/  
一四七四年四―五月、ジュルバーンによるダワーダール  
のヤシユバクに対する暗殺計画が発覚し、嚴罰を下そう  
とするスルターンに對してザイン・アッ・デーインはア  
ズバクらとともに和解に向け奔走し、結果的に主犯格の  
アクタシユ al-Aqtash は腰斬刑を免れた。<sup>(17)</sup>

この時期、このような政治集団化したジュルバーンに  
よる党派抗争や待遇の向上を求めた暴動が多発し、財政  
やカイロ市内の治安に甚大な影響を及ぼした。<sup>(18)</sup> 八八三年  
ジュマード・アル・ウーラー月／一四七八年七月―八月  
に生じたジュルバーン間の抗争に激怒したカーイトバー  
イは、王権の象徴である槍と盾を叩きつけて城塞を飛び  
出した。翌日ザイン・アッ・デーインら政府高官は二派  
に分かれたジュルバーンをアターバクのアズバク邸に出  
頭させ、対立の回避とスルターンへの恭順を誓約させた  
後、ザイン・アッ・デーインはアズバクとともにスル

ターンのいるシヤタヌーフに向かい、報告と説得を続け  
た結果、スルターンは事件の翌々日ようやく城塞に帰還  
した。<sup>(19)</sup>

彼のもとに執り成しや口添えを求める請願者が列を成  
した様子について、サハーウイーはムズヒル邸の門をカ  
イロへの旅行者が往来するフトウーフ門に例えた。<sup>(20)</sup> マー  
モンによれば、マムルーク朝期の伝記に見られる「彼の  
執り成しは受け入れられた」という表現は、その人物の  
権力を象徴したほか、「地位 (Dignité)」を有する者にとつ  
て、慈悲の行為である執り成しはある種の道徳的義務と  
も理解された。<sup>(21)</sup> だが執り成しの成否は極めて恣意的なも  
ので、真逆の結果を伴うこともあった。実際、複数の窃  
盗のかどで腕の切断が命じられたジュルバーンに對し、  
複数のアミールが減刑を求めた際、さらに立腹したカー  
イトバーイは両足の切断をも命じたのである。<sup>(22)</sup> また執り  
成しの失敗は自らの權威の失墜にも繋がるため、執り成  
しが権力者の義務であると同時に相当なリスクを伴うも  
のであったことは、後に詳述するザイン・アッ・デー  
インのカーティブ・アッ・スイツル一時解任の経緯にもよ  
く表わされている。

カーイトバーイがとりわけザイン・アッ・デーインの

見解を重視していたことは、執り成しや要職の任免以外からも判明する。八七五年ラビーウ・アツ・サーニー月／一四七〇年九月、月例の会議で、スルターンはイブン・トゥールーン・モスクのキブラが南に大きく逸れている問題に言及した。本来この事案はシャーフイイー派大カーディーであるワリー・アツ・ディーン・アル・アスユーティーの管轄にあったが、スルターンはまずザイン・アツ・ディーンに対処法を問うたため、ザイン・アツ・ディーンは、大カーディーはすでにこの問題を認識しており、ミフラーブを改め、それ以外についても然るべき方角に正す予定であると発言し、アスユーティーの顔を立てた。だが実際には、この問題は長らく放置されていた上、それ以後も何ら対策が取られることはなかったのである。<sup>(18)</sup>

さらにカイトバイイはザイン・アツ・ディーンをエジプト諸地方、シリアへの視察旅行にも随行させている。史料から確認されるだけでも、八八〇年ラジャブ・シヤアバーン月／一四七五年一月／一二月のエルサレム・ヘブロン視察<sup>(19)</sup>、八八二年ラビーウ・アル・アウワル月／一四七七年六月・七月のアレキサンドリア視察<sup>(20)</sup>、同年ジュマダー・アル・ウラー月／一四七七年八月・九月のシ

リア地方視察<sup>(21)</sup>、八八四年ジュマダー・アル・ウラー月／一四七九年七月・八月のアレキサンドリア視察<sup>(22)</sup>が挙げられる。カイトバイイの二度のアレキサンドリア行幸はいずれもフランク人の脅威に対する沿岸防備の強化を主たる目的としており、一度目の行幸で要塞建設を命じ、二度目でその視察を行なった。<sup>(23)</sup>一度目の視察の際、すでに病を患っていたザイン・アツ・ディーンは、侍医を伴ってより身体的負担の少ないナイル河経由で向かった。スルターンがイドウク、ダマンフル、ロゼッタ方面へとデルタ地方の視察を重ねる一方、ザイン・アツ・ディーンはアレキサンドリアから移動できないほどの健康状態にあったが、カイロ帰還後まもなくシリア方面への視察に出発している。

他方、カイトバイイがザイン・アツ・ディーンの私的な旅行を容易に許可しなかったことは、ザイン・アツ・ディーンが繰り返し巡礼を願ったという記述からも指摘できる。例えば八八一年ラビーウ・アツ・サーニー月／一四七六年七月・八月、ザイン・アツ・ディーンはその年の巡礼団に加わり、ヒジャーズに逗留する許可を求めた。それに対してスルターンは、文民であるザイン・アツ・ディーンに通常は十人長もしくは四十人長のマム

ルークから選出される第一巡礼隊長職 (imrat al-rakb al-swwal)<sup>(18)</sup> のヒルアを与え、その数日後に解任するといふ不可解な任免を行なった。マラティーヤによれば、これはザイン・アッ・デイーンをカイロに留めることを意図したもので、当惑したザイン・アッ・デイーンは自ら隊長職を辞したといふ。<sup>(19)</sup>

最後に、ザイン・アッ・デイーンの政府内における權威を象徴する事例を紹介する。八七五年ラビーウ・アッ・サーニ一月二日／一四七〇年一〇月八日、ダマスクス総督に任命されたバルクーク・アン・ナースイリール Barquq al-Nāsiri al-Zāhiri (八七七／一四七三年歿) は壮麗な行列でカイロを出発した。ザイン・アッ・デイーンはカイロ北部のライダーニーヤへ向かい、「最も偉大なるイマームに対する恭順を違えることはない」との誓約を行なったバルクークに対してヒルアを与えた。<sup>(20)</sup> ベーレンス・アブ・セイフによれば、カーイトバイ治世下、ダマスクス総督に任命されたアミールはまずルマイラでスルターンから第一のヒルアを受け、続いてライダーニーヤでカーティブ・アッ・スイツルから第二のヒルアと馬を授与され、スルターン不在のもと忠誠の誓いを行なうことが慣例となっていた。<sup>(21)</sup> 軍事力と宗教的權威のい

ずれをも持たない文民官僚の長がダマスクス総督を牽制する役割を与えられたことについて、ペトリーは、カーティブ・アッ・スイツルの立会いのもと行なわれた誓約に背くことは、行政組織を担うすべての官僚を陥れることを意味するとして、ザイン・アッ・デイーンの「道徳的權威」を強調した。<sup>(22)</sup> このような象徴的意味においても、ザイン・アッ・デイーンはカーイトバイの片腕として体制の安定化を担っていたといえよう。

## 五 カーティブ・アッ・スイツル職の解任と復職

ザイン・アッ・デイーンが二六年にわたりカーティブ・アッ・スイツルの職にあつたことは冒頭で述べた通りだが、実は一時的に解任されている。その経緯をまとめれば以下の通りである。

八八六年ラジャブ月／一四八一年八月、四学派の大カーデイーとザイン・アッ・デイーンが月例の挨拶のため登城した際、イブン・アル・アイニー Shihāb al-Dīn Ahmad ibn 'Abd al-Rahīm al-'Aynī (八五〇／一四四六―四七年生) に残されたイブン・カーティブ・ガリーフ Sharaf al-Dīn Mūsā ibn Yūsuf ibn Kaṭīb Ghariḥ (八三三―八八二／一四二九―一四七七年) の遺

産をめぐる訴訟が話題に上った。イブン・カーティブ・ガリーブは諸官庁の書記やウスターダールを務めた人物であるが、同時代の歴史家たちによれば、不正の限りを尽くし、過剰なる収奪によって領民を苦しめた。イブン・アル・アイニーは大部な年代記で知られる元ハナフィー派大カーディー・バドル・アッ・ディーン・アル・アイニー Badr al-Din Mahmūd al-'Aynī (七六二〜八五五/一三六一〜一四五一年)<sup>(14)</sup>の孫にあたり、母親はスルターン・フシユカダムの養女バイフーン Baykūn (八六六/一四六二年歿)<sup>(15)</sup>である。

イブン・カーティブ・ガリーブが八八二/一四七七年に歿した際、自らの遺産に関して複数の相続人を指名する文書を残したが、後にその筆跡の真偽をめぐって訴訟が起こされた<sup>(16)</sup>。カーイトバイイは前述のシャーフイイー派大カーディー・アスユートイーとマリーク派大カーディー・ラツカーニーに対し、イブン・アル・アイニーの相続額に関する記載がマリーク派副カーディーらによってイブン・カーティブ・ガリーブの真筆であると確認されたにも関わらず、裁判が遅滞している理由を問いただした。釈明する両カーディーに腹を立てたカーイトバイイに対し、ザイン・アッ・ディーンが彼らを擁護す

る発言をしたところ、スルターンは突如三人の罷免を告げた<sup>(17)</sup>。

この三職に誰が任命されるのかをめぐり、様々な流言が飛び交った。結果、アスユートイーとラツカーニーは更迭されたが、ザイン・アッ・ディーンは一八日間の自宅謹慎の後に復職した。実際、新カーティブ・アッ・スイッルにはハイダリー Qutb al-Din Muḥammad al-Khayḍarī (八九四/一四八九年歿)<sup>(18)</sup>が内定していたが、複数のアミールが執り成し、ザイン・アッ・ディーンがスルターンに多額の金銭を支払ったことによって、復職を許された<sup>(19)</sup>。このハイダリーはダマスクスのカーティブ・アッ・スイッルであった八六九年ムハッラム月/一四六四年九・一〇月、多額の贈答品を携え、当時のスルターン・フシユカダムに対してエジプトのカーティブ・アッ・スイッル位への任命を直訴したが、その際もザイン・アッ・ディーンを退けることは叶わなかった<sup>(20)</sup>。叙任のヒルアを受け、壮麗な行列で自宅に戻るザイン・アッ・ディーンに対し、人々はサフランで香り付けし、バルジャワーン地区全体を飾り付けて祝った。

当時の有名詩人イブン・アン・ナツハース Zayn al-Dīn Abu al-Khayr ibn al-Nahās は復職を祝う詩を献じ

てゐる。

イブン・ムズヒルの地位はスハ一星<sup>(14)</sup>を凌ぎ

(magān ibn Muzhir fawqa al-Suhā)

我が主はその名誉をならに高めた (wa qad zāda

Rabbī jīlahu)

その職は命ある限り彼のもの (wazīfatu al-dahr

tasmū bi-hi)

彼をおいて相応しい者などい<sup>(15)</sup>ない (wa lam takun

taṣluh illā la-hu)

## 六 結び

本稿ではカーティブ・アッ・スイツル就任後のザイン・アッ・ディーンのキャリアを公的、私的業績の両側面から検討することを試みた。カーティブ・アッ・スイツルという職掌を貫くキータムとなるのは「情報管理」である。政策の発表や勅令の作成など、スルターンのスポークスマンとしての役割は先行研究でも強調されてきたが、職務にバリード制の統括が含まれていた点も情報の伝達と統制という意味において非常に重要であった。また、彼が説教集会の開催を通じて有力な民間

説教師を支援した動機の一端は、彼らが持つプロパガンダとしての機能に求められよう。このような情報統制に関連する業務が国家の運営及び危機管理の根底にあったことは、スルターンの安全を知らせる布告文が即時に作成・発送された事実<sup>(16)</sup>に顕著に表わされている。

また、要人の受け入れを主とする外交上の任務も特筆される。これまでカーティブ・アッ・スイツルとしての対外的な業務については外交書簡及び作成マニユアルに依拠した研究が主流であったが、ザイン・アッ・ディーンがオスマン朝をはじめとする対外政策の実現に奔走し、またその舞台として彼の私邸が利用されたことは、ムズヒル家割礼式の年代記記述からも明らかである。

ザイン・アッ・ディーン<sup>(17)</sup>の私的業績であるイスラーム的善行に関しては、各地で展開された慈善活動のなかでも、ザイン・アッ・ディーンが直接携わったことを示す記述が確認されるのはメデイナのみである。彼がメデイナに格別の関心を寄せていたことは、ムズヒル家の墓所がカイロの有名聖者廟に隣接する位置にあり、ザイン・アッ・ディーン<sup>(18)</sup>の生前から学問や聖性において傑出した人々の埋葬地としても機能していたにも関わらず、自らはメデイナのムズヒリーヤ学院への埋葬を希望したとい

う記述にも表わされている。ザイン・アツッ・ディーンの主君カーイトバライは歴代のマムルーク朝スルターンのなかでメディナに最も強い関心を示したとされる。<sup>(16)</sup>メディナにおける一連の慈善活動は、当該時期のイスラーム世界における預言者崇敬の高揚という社会的潮流において理解すべきであろう。ただし歴代スルターンらによるフジュラへの寄進に墓自体の変更を伴う事項が含まれなかったこと、カーイトバライが八八四—一四八〇年のメディナ参詣時に預言者への敬意を表してフジュラに立ち入ることを差し控えたことに鑑みれば、ザイン・アツッ・ディーンが廟修復の際に發揮したイニシアティブは全く異なる方法による敬虔さの表出であった。ザイン・アツッ・ディーンは単に修繕費用を供出するに飽き足らず、自ら建材を選定し、自身の手で預言者廟を修繕した。また預言者モスタに隣接した土地に埋葬地を備えたマドラサを建設することは、ワクフ設定によって最大の聖者であるムハンマドの廟に対する近接性を永続的に担保することを意味した。すなわちザイン・アツッ・ディーンはメディナにおける一連の善行は、預言者との直接的接触を希求した結果と理解できる。

ザイン・アツッ・ディーンが長期間にわたり権力を維持

した主たる要因は、スルターンをして理不尽な行動をとらせるほど両者が親密な関係を築き得たことに帰せられる。行政官としての彼の行動形態からは、スルターンの意向を斟酌し、筆を駆使してそれを実現へと至らしめるための自発的努力がうかがわれる。だが、ダマスクス総督に対するヒルア授与に象徴されるように、カーティブ・アツッ・スイツル就任後のザイン・アツッ・ディーンが軍事的、宗教的権威のいずれにも属さない第三の権威としてのプレゼンスを發揮した理由を説明するには、スルターンの寵愛だけでは不十分であろう。

無論その前提となるのは、ザイン・アツッ・ディーンが幼少時よりカーティブ・アツッ・スイツル就任を念頭に置いた書記官僚としての英才教育を受け、職の維持に足る潤沢な資産及び有力官僚との人脈を継承し得たという、官僚名家出身者としてのいわば「先天的要因」であった。それに対して「後天的要因」、すなわちザイン・アツッ・ディーンの行政官としての業績に目を向けると、彼が最初に着手した大事業が、若手ウラマーに対する生活保障と就職支援であった点をまず強調せねばならない。ナーズィル・アル・ジャワリー就任時のザイン・アツッ・ディーンは二〇代後半であり、その後も要職の就任と解

任を繰り返していった点に鑑みれば、自らの権力基盤が整わない時期から、すでに有望な学生を支援することの重要性を意識していたといえよう。カーティブ・アツ・スイッル就任後も数々の執り成し、慈善活動、学術の保護を通じ、有力マムルークやウラマーからの信頼と支持を取り付けた。多くの軍人を執り成しによって助命したほか、職の斡旋、マドラサ建設、寄付講座などのウラマーに対する経済的支援のみならず、スルターンが自身に意見を求めた際には彼らの体面を守り、追及を受けた際には擁護するなどの「道徳的権威」に属する者としての義務を総合的に果たすなかで、政府内での地位を問わず、彼に恩義を感じる者は少なくなかったはずである。ハイダリーのようなカーティブ・アツ・スイッルの地位を欲する有力候補がいたにもかかわらず、二六年間にわたり同職を維持し得た背景には、執り成しや大規模な慈善活動を通じて得られた軍人、非軍人双方からの支持拡大が不可欠であったと考えられる。カーティブ・アツ・スイッル一時解任時には就任から二〇年近くが経過していたが、復職を祝う市中の盛り上がりからは、カイロの一般市民もが彼の長年にわたる業績を評価していたといえるのではないだろうか。

ザイン・アツ・デイーンのキャリアから見出し得るのは、周囲の人々に対する支援が自らの権力基盤の強化に繋がり、さらなる支援を可能にするという、理想的ともいべき循環である。またそれは、史料で繰り返される「理想的官僚像」というザイン・アツ・デイーンのイメージとも密接に関連している。次稿では、地位の獲得・保持と道徳的権威をいかに両立させるかという問題と併せ、ザイン・アツ・デイーンの人物像を検証することにしたい。

(本稿は二〇一四年度慶應義塾大学博士課程学生研究支援プログラムによる研究成果の一部である。)

#### 註

- (1) ムズヒル家の経歴とカーティブ・アツ・スイッル就任以前のザイン・アツ・デイーンのキャリアは、拙稿「後期マムルーク朝有力官僚の実像―ザイン・アツ・デイーン・イブン・ムズヒルの家系と経歴―」『史学』八三／二・三号(二〇一四年)、三七―八一頁を参照されたい。
- (2) 拙稿「後期マムルーク朝有力官僚の実像」、三八頁及び注一六(一六一―一六二頁)。
- (3) 後期マムルーク朝のカーティブ・アツ・スイッル全般は、Gaston Wiert, "Les secrétaires de la chancellerie



- (kuttāb al-sirr) en Égypte sous les Mamlouks Circassiens 784-922/1382-1517”, *Mélanges René Bassel*, I, Paris: E. Leroux, 1923, pp. 271-314. 文書庁の担当業務及びカーティブ・アッ＝スィールの職能は、Bernadette Martel-Thoumian, *Les civils et l'administration dans l'état militaire mamluk (IX<sup>e</sup>/XY<sup>e</sup> Siècle)*, Damascus: Institut Français de Damas, 1992, pp. 40-47. 以下は、これらに参照せよ。
- (4) Michael Winter, “The Civil Bureaucracy of Damascus in the Late Mamluk Period”, in *Vostok, vostokovedy, vostokovedenie/ Asian and African Studies in Saint-Petersburg*, Saint-Petersburg: Izd-vo S. Peterburgskogo universiteta, 2004, p. 50.
- (5) ‘Aşim M. Riza, *Dirāsāt fi l-‘Imāra al-Islamiyya: Maḡnā‘at Ibn Maẓhir al-Mi‘nāriyya bi l-Qāhira 884 H./1479 M.*, Cairo: Wizārat al-Thaqāfā (al-Majlis al-Ulā li-l-Āḥā), 1995, pp. 23-41.
- (6) ビジューラ暦八七一年の巡礼時にはメデイナの預言者モスクでフトバを行なった (al-Sakhāwī, *al-Dhayr ‘alā Raġ‘at-Isr’aw Bughyat al-‘Ulamā’ wa l-Rawāḥ*, Cairo: al-Hay‘at al-Miṣriyya al-Āmma li-l-Kitāb, 2000 [以下 *Dhayr Raġ‘* と略記], p. 483)。
- (7) 彼の経歴については、伊藤隆郎「一四世紀末—一六世紀初頭エジプトの大カーディーとその有力家系」『史料』七九／三号(一九九六年)／三四—三二四五頁を見よ。
- (8) 経歴は、伊藤「一四世紀末—一六世紀初頭エジプトの大カーディー」『三三八—三三九頁を見よ。
- (9) Ibn Iyas, *Bada’i’ al-Zuhūr fi Waqā’i’ al-Dihūr*, 6 vols., Cairo: Dar al-Kutub wa l-Wahābiq al-Qawmiyya bi l-Qāhira, 2008 [以下 *Bada’i’* と略記], vol. 2, pp. 445-446.
- (10) *Bada’i’*, vol. 3, p. 255; *Dhayr Raġ‘*, p. 476.
- (11) Jonathan P. Berkey, “Al-Subki and His Women”, *Mamluk Studies Review*, 14, 2010, pp. 2-3. 書記の修得すべき教養は、拙稿「後期マムルーク朝有力官僚の実像」(注九四(七一頁)を参照せよ)。
- (12) カイイトバリーの治世は Carl F. Petry, *Protectors or Praetorians?: The Last Mamluk Sultans and Egypt’s Waning as a Great Power*, Albany: State University of New York Press, 1994, pp. 13-20 に総括されている。
- (13) 五十嵐はこの時期の財政難に起因して、緊迫化する国際情勢のほか、ムフアド庁、ワズィール庁からの俸禄受給者の増加、課税対象地の縮小、ヒマールヤの拡大による政府の地方統治能力の低下という内的要因を挙げている。また同氏によれば、このシャー・スワールに対する第一次遠征軍(八七二年シャアバーン月／一四六八年三月)において初めて遠征費用に加え、通常の俸禄が一括支給された(五十嵐大介「中世イスラーム国家の財政と寄進—後期マムルーク朝の研究—」刀水書房(二〇一一年)／二二七—二二九頁)。カイイトバリー期のトゥルクカドゥル侯国との関係は、Margaret L. Venzke, “The Case of a Dulḡadir-Mamluk Iqā‘: A Re-Assessment of the Dulḡadir-Principality and Its Position within the Ottoman-

Mamluk Rivalry". *Journal of the Economic and Social History of the Orient*, 43/3, 2000, pp. 425-427 を見よ。

- (14) *Bada'i*, vol. 3, pp. 13-14; al-Malati, *Nayl al-Annal fi Dhayl al-Dawal*, 9 vols., Beirut and Sayda: al-Maktaba al-Asriyya, 2002 [以下 *Nayl* を略記], vol. 6, p. 328. この経緯は Petry, *Protectors or Praetorians?*, p. 168 にまとめられている。臨時収入を目的としたワクフに対する課税は、後の時代には常態化した(三浦徹「中世エルサレムにおける救貧」長谷部史彦編『中世環地中海圏都市の救貧』慶應義塾大学出版会(二〇〇四年)、一六五頁)。

(15) *Bada'i*, vol. 3, pp. 164-165; *Nayl*, vol. 7, p. 255.

- (16) ラブナ及びひその構造に *al-ḥuḥūḥ* André Raymond, "The Rab: A Type of Collective Housing in Cairo during the Ottoman Period", in Jonathan G. Katz (ed.), *Architecture as Symbol and Self-Identity*, Philadelphia: Aga Khan Award for Architecture, 1980, pp. 55-62 を見よ。

(17) *Bada'i*, vol. 3, p. 165.

- (18) ワクフ財を購入するため、当時 *Amīr al-Saylāwī* (武具長 *amir silah*) であった *Yashubak al-Min*・*Mafḍayīr*・*Yashbak min Mahdi al-Zahiri Jaqmaq* (八八五/一四八〇年歿) と *Ḥabīb al-Zayn* ダール(金庫長 *khazindar*) の *Bals* バリー・*al-Fawmū* ファムムデーイー *Barsbay al-Mahmūdī al-Ashrafi* (八九〇/一四八五年歿) に上記の資金が半額ずつ委ねられた(伊藤隆郎「マムルーク朝スルターン=カーイトバリーのダシィシヤ・ワ

クフ」『アジア・アフリカ言語文化研究』八二号(二〇一一年) 四六頁)。

- (19) *Nayl*, vol. 7, p. 343. 具体的には、八九〇年ラビウ・アッ=サーニー月二四日/一四八五年五月一〇日に設定されたカーイトバリーのワクフにおいて、エジプトの五物件から得られる収益が、メディナの *Amīr al-Saylāwī* に毎年一〇〇イルダップの小麦を送付する費用として用いられる代わりに、*Amīr al-Saylāwī* がメディナ住民と逗留者から雑税を徴収することを禁じる内容であった(伊藤「マムルーク朝スルターン=カーイトバリーのダシィシヤ・ワクフ」三八頁)。

(20) *Dhayl Rafi*, p. 477.

- (21) 当時のアラブ系文民官僚がトルコ語の修得に注力して *al-ḥuḥūḥ* Carl F. Petry, *The Civialian Elite of Cairo in the Later Middle Ages*, Princeton: Princeton University Press, 1981, p. 217 に示されている。

- (22) *Bada'i*, vol. 3, pp. 49-50. イブン・アル=ファリド論争 *al-ḥuḥūḥ* Thomas E. Homerin, *From Arab Poet to Muslim Saint: Ibn al-Farid, His Verse, and His Shrine*, Columbia: University of South Carolina Press, 1994; 東長靖『イスラームとスーフィズム: 神秘主義・聖者信仰・道徳』名古屋大学出版会(二〇二三年)、特に第一章(「マムルーク朝末期におけるタサウワフをめぐる論争—ビカーイー・スューティーイ論争を中心に—」、二〇四—二二七頁)を見よ。

(23) ホメリンは、ザイン・アッ=デイーンの状態にみえ

る表現やイブン・アル・ファアリドに対する賛辞から、カイトバーイがイブン・アル・ファアリド支持派であったことは疑いなく、アンサーリーにファトワー発布を依頼したことは、彼の出す最終的な見解がイブン・アル・ファアリド支持派にとつて好意的なものであることを期待したためと分析している (Homerin, *From Arab Poet to Muslim Saint*, p. 71)。

(24) *Bada'i*, vol. 3, p. 49.

(25) *Bada'i*, vol. 3, p. 50. ホメリンは、上記のアンサーリーのファトワーが記されたのは八七四年の末であるとするが (Homerin, *From Arab Poet to Muslim Saint*, p. 72) イブン・イヤース及びマラティ (Najl, vol. 6, pp. 422-424) は八七五年初頭の事件として記述している。イブン・イヤースの言及からはアンサーリーが当初ザイン・アッ・ディーンのパトワー発布依頼を断つた理由は明らかでないが、躊躇の姿勢を見せたのは、事態への慎重な対応を期し、公平な態度をとろうとしたためとホメリンは推測している。また、アンサーリーが「不信仰者」という用語を用いずに中庸の姿勢を保つたのは、自らの見解をスルターンが論争を終結させるために利用することを予期したためと分析しており、イブン・アル・ファアリドを支持する一方で反対派に対する激しい非難を行なわず、穏便に事態を収束させようとした可能性があるとしている (Homerin, *From Arab Poet to Muslim Saint*, pp. 71-72)。

(26) al-Sayraḥ, *Inba' al-Hasr bi-Abna' al-'Asr*, Cairo: al-Hay'a

al-Misriyya al-'amma li-Kitāb, 2002 [以下 *Inba' al-Hasr* と略記], pp. 256-257. 八七五年シヤアバーン月/一四七二年二月、カイトバーイはイブン・アル・ファアリド反対派に対する報復人事を行なっている (Homerin, *From Arab Poet to Muslim Saint*, p. 73)。

(27) この人物にこの名は 'al-Sakḥawī, *al-Daw' al-Lami' li-Ahl al-Qarn al-Tasi'*, 12 vols., Beirut: Dar Maktabat al-Hayāh, [1964] (originally published in Cairo: Maktabat al-Qudsī, 1934-1936) [以下 *Daw'* と略記], vol. 3, p. 15 を見よ。ザイン・アッ・ディーンを主人とする以前は、シヤラフ・アッ・ディーン・アル・アンサーリーにバルダール (通信役 'bardadar) として使っていた。

(28) *Inba' al-Hasr*, p. 257. 翌日ビカーイーはハージブ・アル・フツジャープ (侍従長 'ḥajib al-ḥujjāb) のアミール・ティムル Amir Timur min Maḥmūd Shāh (八八〇/一四七五年歿) に対し、敵対者を訴えようとしたが、イブン・アル・ファアリド支持派のイブン・アル・カッタン Badr al-Dīn Muḥammad Ibn al-Qaṭṭān (八一四/八七九/一四二二/一四七四年) イブン・シヤラフ・アル・ジャウジャリー Taj al-Dīn 'Abd al-Wahhāb Ibn Sharaf al-Jawjārī (八二〇/一四一七年生) アル・ハティープ・アル・ワスイリー Muḥammad al-Khaṭīb al-Wazīrī (八四七/一四四三/一四四四年生) らによつて阻止されている (Homerin, *From Arab Poet to Muslim Saint*, p. 74)。

(29) *Bada'i*, vol. 3, p. 89. また、東長『イスラームとスー

「フィズム」、二〇七―二〇八頁も見よ。同様の事件として、八八八年ジュマター・アル・アーヒラ月／一四八三年七月八月、イブン・アラビーの名著『睿智の台座』の禁書を主張したフライビー Shams al-Dīn Muḥammad ibn 'Alī al-Hulaybī に対してマリーク派カーデーイ (Daw', vol. 8, p. 217) によれば「マリーク派カーデーイのイブン・タキー」「すなわち当時のマリーク派大カーデーイ・ムフィー・アッ・デーイン・アブドゥル・カーデーイ・イブン・タキー Muḥyī al-Dīn 'Abd al-Qādir ibn Taqī : 八二四―八九五／一四二二―一四九〇年) より不信仰の宣告が要求された際、フライビーはザイン・アッ・デーインのもとに逃れ、ザイン・アッ・デーインは彼を自らのもとにとどめた。その結果、フライビーはタマズール刑を受け、彼がイスラームであると判定されたため、死刑を免れた (Bada'i', vol. 3, p. 203; Daw', vol. 8, p. 217; Nayl, vol. 7, p. 352)。

- (26) Honerin, *From Arab Poet to Muslim Saint*, p. 121, note 66.  
 (27) *Bada'i'*, vol. 3, p. 227; *Nayl*, vol. 8, pp. 21-22.  
 (28) *Nayl*, vol. 8, p. 22.  
 (29) *Bada'i'*, vol. 3, p. 136.  
 (30) Karl Stowasser, "Manners and Customs at the Mam-luk Court", *Mugarnas*, 2, 1984, p. 16.  
 (31) *Bada'i'*, vol. 3, pp. 186-187; サイン・アッ・デーインがジエムを自邸に招いたとどう記述は *Nayl*, vol. 7, pp. 295-296 にもみられるが、息子たちの割礼に関する記述

はない。マムルーク朝領内に逃れてきたジエム・スルターンについては、Ralph S. Hattox, "Qayṭbay's Diplomatic Dilemma Concerning the Flight of Cem Sultan (1481-82)", *Mamluk Studies Review*, 6, 2002, pp. 177-190 を見よ。

- (36) *Bada'i'*, vol. 3, p. 186.  
 (37) *Bada'i'*, vol. 3, p. 186.  
 (38) Hattox, "Qayṭbay's Diplomatic Dilemma", p. 182.  
 (39) al-Sakhāwī, *Wajiz al-Kalam fī al-Dhuy' alā Dunawī al-Islām*, 4 vols., Beirut: Mu'assasat al-Risāla, 1995 [『*Wajiz*』略記], vol. 3, p. 970.  
 (40) *Nayl*, vol. 8, p. 184.  
 (41) *Bada'i'*, vol. 3, pp. 281-282. サハローウイーはこの使者自身が語ったとどうの経歴を *Daw'*, vol. 5, p. 182 にキヤムとしてる。  
 (42) *Wajiz*, vol. 3, p. 1166.  
 (43) ነフラの位置と用途については、Doris Behrens-Abouseif, "The Citadel of Cairo: Stage for Mamluk Ceremonial", *Annals Islamologiques*, 24, 1988, p. 54 を見よ。  
 (44) *Wajiz*, vol. 3, p. 1010. 使者来訪に関する記述は *Nayl*, vol. 8, p. 77 にもみられる。*Wajiz* によれば、使者は「マヒー・マラジヒ Akhi Faraj」を名乗る「知識の探求」に属する者で、父はシラーースのマニールであったと云う。  
 (45) *Bada'i'*, vol. 4, p. 255.  
 (46) Martel-Thouman, *Les civils et l'administration*, pp.

391-404. カイロ市内におけるエリート<sup>1)</sup>の居住地及びその変化は、André Raymond, "The Residential Districts of Cairo's Elite in the Mamluk and Ottoman Periods (Fourteenth to Eighteenth Centuries)", in Thomas Philipp and Ulrich Haarmann (eds.), *The Mamluks in Egyptian Politics and Society*, Cambridge: Cambridge University Press, 1998, pp. 207-223.

(47) Martel-Thoumian, *Les civils et l'administration*, p. 396.

(48) ムズヒル邸は要人の監視に利用されることもあった。八七七—一四七二年、前述のムヒツブ・アッ・ディーン・イブン・アッ・シフナがハナフイー派ワクフの監督責任を問われ、大カーディー職を解任後ズイマーム兵舎 tabaqat al-Zimām に拘禁された際には、アターバクのマスバク Azbak al-Zāhirī (九〇四—一四九九年歿)の執り成しにちなみ、イブン・アッ・シフナはムズヒル邸に移送された (*Bada'i'*, vol. 3, pp. 79-80; *Nawī*, vol. 7, pp. 47-48)。

(49) *Bada'i'*, vol. 3, p. 61; *Imbā' al-Ḥaṣr*, p. 294; *Nawī*, vol. 6, pp. 441-442. ミタデルの大イワーンの歴史と役割の変遷は Nasser Rabhat, "Mamluk Throne Halls: 'Qubba' or 'Iwān'?", *Ars Orientalis*, 23, 1993, pp. 201-218 及び Behrens-Abouseif, "The Citadel of Cairo", pp. 35-45 を見よ。  
 (50) トムルーク朝期のマザールム法廷については Jørgen S. Nielsen, *Secular Justice in an Islamic State: Magazim under the Bahri Mamluks 662/1264-789/1387*, Leiden: Nederlands Historisch-Archaeologisch Instituut, 1985 を

見よ。マザールム法廷が七八九—一三八七年にシタデルのスルターン厩舎へと移転した経緯は、特に Fumiñiko Hasebe, "Sultan Barquq and His Complaining Subjects in the Royal Stables", *Al-Masāq*, 21/3, 2009, p. 317, 322-325 を参照せよ。

(51) *Nawī*, vol. 7, p. 114.

(52) マザールム法廷における「訴状」及び法廷の控訴院としての運用実態については、長谷部史彦「ムフタスイブ批判のキツサについて」『オリエンツ』四四／一号(二〇〇一年)一六六頁を見よ。

(53) *Bada'i'*, vol. 3, p. 63.

(54) 松田俊道『聖カテリーナ修道院文書の歴史的研究』中 央大学出版部(二〇一〇年)七二—七七頁。

(55) 松田『聖カテリーナ修道院文書の歴史的研究』、八二—八三頁。

(56) *Dhuyf Raḥ'*, p. 479, 482. これらマドラサの管財人とザイン・アッ・ディーンの関係の解明は、今後の研究課題とした。

(57) *Dhuyf Raḥ'*, p. 482.

(58) *Daw'*, vol. 11, p. 89.

(59) *Daw'*, vol. 1, pp. 363-366. 彼に対してはザイン・アッ・ディーンのほか、タワターデルのヤシヌバク・アル・ファキーフ Yashbak al-Fāqih (八七八—一四七三年歿) やメッカ太守のシャリーフ・バラカート Barakat ibn Hasan ibn 'Allān (八五九—一四五五年歿)ら有力者も財政的支援を行なった (*Daw'*, vol. 1, p. 366)。

(60) *Daw'*, vol. 2, pp. 52-53.

(61) *Daw'*, vol. 7, pp. 241-242.

(62) クドウスイーの生涯とウラマー社会における彼の位置については、拙稿「後期マムルーク朝社会におけるワイズの実像―人気説教師クドウスイーの場合―」『西南アジア研究』七一号(二〇〇九年)「二八―四三頁を参照された」。

(63) Donald P. Little, "Communal Strife in Late Mamlūk Jerusalem", *Islamic Law and Society*, 6/1, 1999, p. 85.

(64) 拙稿「中世アラブ社会におけるワアズとワイズ―その教育的側面を中心に―」, 山本正身編『アジアにおける「知の伝達」の伝統と系譜』慶應義塾大学言語文化研究所(二〇一二年)「二九七頁」。

(65) *Dhawl Raf'*, p. 470.

(66) Rizaq, *Dirāsāt fi'l-'Imāra al-Islāmiyya*, pp. 116-118. 学院が東側と南側を同一の通りに面する角地に建設されている点及びワクフ文書の描写から、リストクはムズヒル邸がマドラサの西側から北のイーワーンの外側にかけての場所に位置し、具体的には学院の北側に位置する彼のラフウと学院の水場(dawrat al-miyāh)に隣接していたと推定している。

(67) 職人アブドゥル=カーディルの名は同年に建設されたキジュマース・アル=イスハーキー Qjimas al-Ishāqī (八九二/一四八四年歿)のマドラサのミフラーブに見る<sup>(1)</sup>トカビ<sup>(2)</sup> <sup>(3)</sup>。Doris Behrens-Abouseif, "Craftsmen, Upstarts and Sufis in the late Mamlūk Period", *Bulletin of*

*the School of Oriental and African Studies*, 74/3, 2011, pp. 393-394によれば<sup>(4)</sup>、このようにミフラーブに職人の名

が記されることは非常に稀な例であり、職人としての矜持を示す顕著な例であるとしている。またサハーウィーによれば、ミンバルを施工したのはアフマド・アッ=ディムヤーティー Ahmad ibn 'Isā ibn Ahmad al-Dim'yāṭī (八九七/一四九二年歿)であった(*Daw'*, vol. 2, p. 59)。

(68) このマドラサには「ムズヒル家の紋章」として伝えられる紋章がモスクに至る扉やミンバルに残されている(巻末写真)。ムズヒル家の紋章は三分割した丸い盾の中央に筆置きとインク壺を備えた筆入れの図案を配置したものであった(Leo A. Mayer, *Saracenic Heraldry: A Survey*, Oxford: Clarendon Press, 1933, p. 46)。リストクはこの紋章をザイン・マッ=ティーン個人のものとして紹介しているが(Rizaq, *Dirāsāt fi'l-'Imāra al-Islāmiyya*, appendix) メイヤーによれば筆入れの図案自体はダワールマムルーク書記官僚も紋章の一部に取り入れており、様々なバリエーションが存在する(筆入れの図案については特にMayer, *Saracenic Heraldry*, pp. 12-13を見よ)。この紋章は「ルーブル美術館所蔵のザイン・マッ=ティーン」の燭台にも確認される(M<sup>me</sup> R. L. Devonshire, "Some Mihrāb Candlesticks", *The Burlington Magazine for Connoisseurs*, 43/249, 1923, p. 274)。

(69) Hujjat Waqf, Dār al-Wathā'iq al-Qawmiyya, 175/27, f. 12. ハディーシャの死亡は八七八年ラマタン月一六日/一四七四年二月三日であり(*Daw'*, vol. 12, p. 26) 同

文書の日付は八七九年サファル月八日/一四七四年六月二四日と近いことから、ハディージャの生前からマドラサの建設計画が進行していたものと思われる。

- (70) 自己受益ワクフについては、五十嵐大介「財産保有形態としてのワクフ―自己受益ワクフの理論と実態―」『東洋学報』九一/一号(二〇〇九年)「二九一五六頁を見よ。

- (71) Riza, *Dirasat fi'l-Imara al-Islamiyya*, p. 196, note 294.  
 (72) *Bada'i*; vol. 3, p. 254; *Daw'*; vol. 8, p. 283; *Wajiz*, vol. 3, p. 1032.

- (73) *Daw'*; vol. 5, p. 49 (カウラーニー), vol. 8, p. 283 (イブン・カースィム), vol. 9, p. 264 (イブン・マラブ).

- (74) *Wajiz*, vol. 3, p. 1032 には「イブン・カースィムの計報が届いたのはラビーウ・アッ=サーニー月一〇日にザイン・アッ=ディーンがオスマン戦線に向けたペドウィンの徴発のためナールプルスに出發した二日後とあるが、*Bada'i*; vol. 3, p. 250 によれば出發はジュマダー・アル=ウーラー月である。またイブン・カースィムの死亡に「في سنة *Bada'i*; vol. 3, p. 254 によればザイン・アッ=ディーンがカイロ帰還後のシヤアバーン月と、やや時期が前後してゐる。

- (75) *Daw'*; vol. 1, p. 336. また al-Ulaymī, *al-Urs al-Jahī bi-Tarīkh al-Quds wa'l-Khālī*, 2 vols., Amman: Maktabat al-Muhtasib, 1973 [以下 *Urs* と略記], vol. 2, pp. 295-296 にも「ザイン・アッ=ディーンの友人の一人として言及されてゐる。

- (76) 'Abū Basha Mubarak, *al-Khiṭa'at al-Tawfiqiyya al-Jadīda li-Miṣr al-Qāhira wa Madun-ha wa Bilād-ha al-Qadima wa'l-Shahira*, 20 vols., Cairo: al-Hay'a al-Miṣriyya al-'Āmma li'l-Kitāb, 1980-1994. [以下 *al-Khiṭa'at al-Tawfiqiyya* と略記], vol. 5, p. 258.

- (77) *al-Khiṭa'at al-Tawfiqiyya*, vol. 5, p. 259.

- (78) *al-Khiṭa'at al-Tawfiqiyya*, vol. 5, p. 259.

- (79) *Daw'*; vol. 11, p. 89.

- (80) *Wajiz*, vol. 3, p. 1040.

- (81) *Daw'*; vol. 5, p. 247; al-Sakhawī, *al-Tuḥfa al-Laṭīfa fi Tarīkh al-Madīna al-Sharīfa*, 2 vols., Beirut: Dār al-Kuṭub al-'Ilmiyya, 1993 [以下 *Tuḥfa* と略記], vol. 2, pp. 284-285. カトノーネーの経歴は Kazuo Morimoto, "The Prophet's Family as the Perennial Source of Saintly Scholars: Al-Sanhūdi on 'Im and Nasab," in Catherine Mayeur-Jaouen and Alexandre Papas (eds.), *Family Portraits with Saints: Hagiography, Sanctity, and Family in the Muslim World*, Berlin: Klaus Schwarz Verlag, 2014, pp. 108-109 に於て述べらる。

- (82) *Tuḥfa*, vol. 2, p. 284.

- (83) *Daw'*; vol. 6, p. 18.

- (84) *Daw'*; vol. 6, p. 18, vol. 11, p. 89.

- (85) *Tuḥfa*, vol. 1, p. 184.

- (86) 長谷部史彦「ムムルーク朝期メディナにおける王権・宦官・ムジャーウィル」, 今谷明編『王権と都市』思文閣出版(二〇〇八年)「二二五頁。

- (87) *Wajiz*, vol. 3, p. 1040. メディナにおいて寄進者が死後の埋葬に対する明確な意思を表明して墓廟付きのマドラサを建設した例としては、イルハーン国のチューバーン Jüban ibn Tadwan によるジュバーニーヤ学院もそうである(長谷部「マムルーク朝期メディナにおける王権・宦官・ムジャーウィル」一三三頁)。
- (88) *Tahfa*, vol. 1, p. 36. 長谷部「マムルーク朝期メディナにおける王権・宦官・ムジャーウィル」二一〇頁。
- (89) Ibn Fahd, *Ithāf al-Warā bi-Akḥbar Umm al-Qurā*, 5 vols, Mecca: Jamiat Umm al-Qurā, 1983-1990 [以下 *Ithāf* と略記], vol. 4, p. 474.
- (90) *Dhayl Raḡf*, p. 478.
- (91) *Daw'*, vol. 11, p. 89; *Dhayl Raḡf*, p. 479.
- (92) タズィル・マッ=ネーミンは同時代の聖者アフマド・マッ=ギーユツ Ahmad ibn Muḥammad al-Zāhid (八一九—一四一六年歿) に対し、格別の配慮 (ikhṭiṣās) を与えていた (*Daw'*, vol. 9, p. 40)。
- (93) 拙稿「後期マムルーク朝有力官僚の実像」注七三(六九頁)。
- (94) *Daw'*, vol. 7, p. 171.
- (95) *Daw'*, vol. 8, p. 97.
- (96) *Daw'*, vol. 9, p. 306.
- (97) *Daw'*, vol. 6, p. 30 によれば、彼の名は Alī ibn Muḥammad ibn al-Sharīf Nur al-Dīn al-Ḥasani al-Shārawī とあり、ヤシユバク・アル=ジャマリー Yashbak al-Jamālī al-Jarkasī (九〇一—一四九五歿) の副ムフタ

後期マムルーク朝有力官僚の実像 (二)

- スイブを務めた。
- (98) Michael H. Burgoyne, *Mamluk Jerusalem: An Architectural Study*, London: British School of Archaeology in Jerusalem, 1987, p. 588 以下 597. Dar al-Kutub, Cairo: Ms. Ta'rikh 5631. Anonymous, *Kitāb fī Ta'rikh 873-904 h*, fols. 140a-b (著者未見) を典拠として言及されている。
- (99) 伊藤「マムルーク朝スルターンニカイトバーイのダシーシャ・ワクフ」三七—三八頁; Doris Behrens-Abouseif, "Qāyḥāy's Investments in the City of Cairo: Waqf and Power," *Annales Islamologiques*, 32, 1998, p. 31.
- (100) Behrens-Abouseif, "Qāyḥāy's Investments in the City of Cairo", p. 31.
- (101) 伊藤「マムルーク朝スルターンニカイトバーイのダシーシャ・ワクフ」四五頁。
- (102) 伊藤「マムルーク朝スルターンニカイトバーイのダシーシャ・ワクフ」五二頁。
- (103) *Ithāf*, vol. 4, p. 474. Richard T. Mortel, "Ribāṭs" in Mecca during the Medieval Period: A Descriptive Study Based on Literary Sources", *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, 61/1, 1998, p. 47 参照。
- (104) ムジャーウィルの定義は、長谷部「マムルーク朝期メディナにおける王権・宦官・ムジャーウィル」二二九頁を参照せよ。彼らは時に超自然的力を備えた存在として、通常の住民とは区別された(同三三頁)。

一七三 (一七三)



- (105) *Ithaf*, vol. 4, p. 556.
- (106) *Ithaf*, vol. 4, p. 474.
- (107) 泉の修繕に関する情報は *Dhawl Raf'*, p. 483 から得られたものであるが、そこでは「バーフラーンの泉 *ayn Bafran*」と校訂されている。著者はこの地名を同定することができなかった。他方、イブン・ファフドの『メッカ史』にはハラム南東に位置するバーザン門の由来となった「バーザンの泉」に関する記述があり、それによればバーザンの泉はビジュラ暦八世紀から九世紀にかけて断水と修繕を繰り返していた (e. g. *Ithaf*, vol. 3, p. 235, 482, 566)。従って現段階では「バーザン」よりも妥へ。
- (108) Richard T. Mortel, "The Mercantile Community of Mecca during the Late Mamlūk Period", *Journal of the Royal Asiatic Society*, Third Series, 4/1, 1994, p. 32, 35.
- (109) Annemarie Schimmel, *And Muhammad is His Messenger: The Veneration of the Prophet in Islamic Piety*, Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1985, p. 37.
- (110) *Tuhfa*, vol. 1, p. 36.
- (111) *Daw'*, vol. 11, p. 89.
- (112) 長谷部「マムルーク朝期メディーナにおける王権・宦官・ムシヤーンイル」一三三頁。
- (113) Toru Miura, "Administrative Networks in the Mamlūk Period: Taxation, Legal Execution, and Bribery", in Tsugitaka Sato (ed.), *Islamic Urbanism in Human History: Political Power and Social Networks*, London: Kegan Paul International, 1997, pp. 48-49. 三浦はカーティブ・アッ=スイッルの月収をワズイールと同じ五〇〇デイナー、すなわち年収六、〇〇〇デイナーと見積っている。当該時期のカーティブ・アッ=スイッル就任者が要した賄賂の額は、Martel-Thounian, *Les cirils et l'administration*, p. 88 を見よ。
- (114) 拙稿「後期マムルーク朝有力官僚の実像」五六頁。
- (115) Ibn Hajar al-ʿAsqalānī, *Dhawl al-Durar al-Kāmina fi Aʿyan al-Miʿa al-Tāsiʿa*, Beirut: Dār al-Kutub al-ʿIlmiyya, 1998, p. 251; *idem*, *Inbāʾ al-Ghunnar bi-Abnāʾ al-ʿUmr*, 9 vols., Beirut: Dār al-Kutub al-ʿIlmiyya, 1967-1976, vol. 8, pp. 190-191.
- (116) 五十嵐大介「マムルーク體制とフクフーイクター制衰退期の軍人支配の構造」『東洋史研究』六六〇三号 (二〇〇七年) 四九四頁。
- (117) *Uns*, vol. 2, p. 341; Donald P. Little, "The Governance of Jerusalem under Qāyṭbay", in Amalia Levanoni and Michael Winter (eds.), *The Mamluks in Egyptian and Syrian Politics and Society*, Leiden: Brill, 2004, p. 157.
- (118) *Uns*, vol. 2, p. 320.
- (119) *Inbāʾ al-Ḥaṣr*, p. 216.
- (120) *Badaʾiʾ*, vol. 3, p. 94; *Nayl*, vol. 7, pp. 91-92.
- (121) David Ayalon, "Studies on the Structure of the Mamluk Army I", *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, 15/2, 1953, pp. 211-212; Petry, *Protectors or Praetorians?*, p. 75.

- (122) 一派はカーンスーフ・ハムスニア Qansūh Khamṣmiya 率いる前スルターン・フシユカダムのマムルーク及びもう一派はシャーンニム・アッ＝シャリーフイー [Janin al-Sharīf] (またはアル＝アシユラフイー al-Ashrafī) を中心とするスルターンのムシユタラワートであり、互いに競合関係にあった (Nayl, vol. 7, p. 212)。
- (123) *Bada'i*, vol. 3, p. 147; *Nayl*, vol. 7, pp. 212-213. 退位を示唆したカーイトバーイの行動について、ペトリーは俸給の査定をめぐって不当な要求を重ねるジュルバーンたちを牽制するための演技と理解している (Petry, *Protectors or Praetorians?*, p. 91)。
- (124) *Dhayl Raf'*, p. 487.
- (125) Shaun E. Marmon, "The Quality of Mercy: Intercession in Mamluk Society", *Studia Islamica*, 87, 1998, p. 136.
- (126) *Bada'i*, vol. 3, p. 218; Carl F. Petry, "Quis Custodiet Custodes?" Revisited: The Prosecution of Crime in the Late Mamluk Sultanate", *Mamluk Studies Review*, 3, 1999, p. 23.
- (127) Marmon, "The Quality of Mercy", p. 138.
- (128) *Nayl*, vol. 6, pp. 429-430.
- (129) *Uns*, vol. 2, p. 315. カーイトバーイはハラム及び自らの名を冠したマドラスアでマザリーム法廷を主催し、エルサレム及びハブロンに合計六、〇〇〇ディーナールのサタカを行なった (*Bada'i*, vol. 3, p. 112; *Wajiz*, vol. 2, p. 863; Little, "The Governance of Jerusalem", pp. 159-

後期マムルーク朝有力官僚の実像 (一一)

- 160)。
- (130) *Nayl*, vol. 7, pp. 190-191.
- (131) *Bada'i*, vol. 3, p. 134; *Uns*, vol. 2, pp. 318-319.
- (132) *Bada'i*, vol. 3, p. 155.
- (133) また堀井はこの視察がスルターンの威信を内外に誇示するためのペーシエントの性格を指摘している (堀井優「マムルーク朝末期スルターンのアレキサンドリア行」『地中海学会月報』一九九号(一九九七年)、五頁及び「マムルーク朝末期の対フランス関係とアレキサンドリア総督職」『オリエンツ』四一／二号(一九九八年)、注四四(一一二頁))。
- (134) *Bada'i*, vol. 3, p. 130; *Nayl*, vol. 7, p. 191.
- (135) 第一総礼隊長はマニール・マル＝ノーンシハ (総礼隊長 'amir al-hāj) が率いる本隊 (rakb al-mahmil) に先駆け出て出発する第一隊 (al-rakb al-awwal) を統率する 'Abdullāh 'Ankāwī. "The Pilgrimage to Mecca in Mamluk Times", *Arabian Studies*, 1, 1974, pp. 157-159)。
- (136) *Nayl*, vol. 7, pp. 161-162.
- (137) *Inbā' al-Haṣṣ*, pp. 218-219.
- (138) Doris Behrens-Abouseif, "The North-eastern Extension of Cairo under the Mamluks", *Annales Islamologiques*, 17, 1981, p. 167.
- (139) Petry, *Protectors or Praetorians?*, p. 134.
- (140) *Bada'i*, vol. 3, p. 127; *Daw'*, vol. 10, p. 192; *Nayl*, vol. 7, p. 188.
- (141) 彼の経歴は、中町信孝「パドレルッディーン・アイニ

一七五 (一七五)

の学問的キャリアー・マムルーク朝ウラマーの一事例』『甲南大学紀要文学編』一五九号(二〇〇九年)、五一―七一頁及び「バドルッティーン・アイニーの職業的キャリアー・マムルーク朝ウラマーの一事例(二)」「甲南大学紀要文学編」一六四号(二〇一四年)、一三七―二四八頁において詳論されている。

(142) バイフーンの死がザイン・アッティーンがカーティブ・アッスイッルに就任する間接的契機となった経緯は、拙稿「後期マムルーク朝有力官僚の実像」、五八頁を見よ。

(143) *Nayl*, vol. 7, p. 188.

(144) *Badā'i*, vol. 3, p. 183; *Nayl*, vol. 7, p. 293.

(145) *Badā'i*, vol. 3, p. 184.

(146) *Badā'i*, vol. 2, p. 424; *Nayl*, vol. 6, p. 198. ザイン・アッティーン(妻の一人であるカリフ・ムスタンジド al-Mustanjid (八八四―一四七九年歿)の娘スイット・アルフラーファー Sitt al-Khulafā' (八六〇―八九二―一四五六―一四八七年)は、ザイン・アッティーンと離婚後、このハイダリーと再婚した(*Daw'*, vol. 12, p. 55)。

(147) 大熊座の恒星アルコル。北斗七星を構成する二等星ミザールの連星もしくは二重星。

(148) *Badā'i*, vol. 3, p. 184.

(149) 長谷部「マムルーク朝期メディナにおける王権・宦官・ムジャーウイル」、二三―五頁。

(150) *Tuhfa*, vol. 2, p. 382; 長谷部「マムルーク朝期メディナにおける王権・宦官・ムジャーウイル」、二三―六頁。

付表一 カイロのムスビリーヤ学院関係者

	名前	生没年	地位	居住	871年 巡礼	特記事項	典拠
1	イブン・カーヌィム Shams al-Dīn Muḥammad ibn Qasim ibn 'Alī al-Maḡsi	817?-893/1414/15-1488	教授 (タサウウフ)、ハテラーフ、イマーム		○	ラマダーン中のハテラーフ説諭	<i>Daw'</i> , vol. 8, pp. 282-284; <i>Waqiz</i> , vol. 3, p. 1032.
2	ユースフ・ブン・シャヒーブン Jamāl al-Dīn Yusuf ibn Shāhin al-'Alāī Qutubghā	828-899/1425-1493	ハテラーフ、教授 (タサウウフ、イブン・カーヌィムの後任)			イブン・ハジヤル・アル＝マスカーニーの孫	<i>Daw'</i> , vol. 10, pp. 313-317; <i>Waqiz</i> , vol. 3, p. 1032.
3	シャムス・ツツ＝シャーン・アル＝ハリーリ Shams al-Dīn al-Khalīlī	不明	イマーム (イブン・カーヌィムの後任)				<i>Waqiz</i> , vol. 3, p. 1032.
4	イブン・アル＝ジフ Shihab al-Dīn Ahmad ibn 'Abd al-Rahīm ibn Hasan ibn 'Alī al-Mahjūb al-Dimashqī	b. 842/1438	ハテラーフ (イブン・カーヌィムの後任)				<i>Daw'</i> , vol. 1, p. 336; <i>Waqiz</i> , vol. 3, p. 1032.
5	カウラーニー Jamāl al-Dīn 'Abd Alāh al-Kawṭarānī	818?-894/1415/16-1489	教授 (クルトゥン注釈学)		○	サイン・ツツ＝シャーンが脚事元サイン・ツツ＝ヌラダー修遺物のシャヤフ	<i>Daw'</i> , vol. 5, pp. 48-49; vol. 9, p. 264.
6	イブン・アラフ Najm al-Dīn Muḥammad ibn 'Arabī	b. 831/1428	教授 ( <i>al-Kashshaf</i> : クルトゥン注釈学)		○	871年にはサイン・ツツ＝シャーンと、881年には息子バドル・ツツ＝シャーンとともに巡礼。カウラーニーの後任として息子バドル・ツツ＝シャーンにより <i>al-Kashshaf</i> の教授に任命 (894, RM/1489, 8) 娘がムスビリーヤ学院で結婚式 (896, SF/1490, 12/1491, 1)	<i>Daw'</i> , vol. 9, pp. 263-264; <i>Waqiz</i> , vol. 3, p. 1094, 1186.
7	マシハドイム Muhammad ibn 'Abī Baker ibn 'Alī ibn 'Abd Allāh al-Mashhadī	812-889/1409-1484	教授 (ハテラーフ学)			ムスビリーヤ学院設立当時のハテラーフ学教授	<i>Daw'</i> , vol. 7, pp. 179-181.
8	マフドゥル＝バツル・イブン・ツツ＝サリ Sari al-Dīn 'Abd al-Barrī ibn Muḥammad ibn Muḥammad ibn al-Shīḥnā	851-921/1448-1515	教授 (ハテラーフ学)			マシハドイムの後任としてハテラーフ学教授に就任。エジプトのハナフイー派大カデーイー (1501～1514年)	<i>Daw'</i> , vol. 4, pp. 33-35.
9	イブン・ツツ＝ジャール Muḥammad ibn Ahmad ibn 'Isā ibn Ahmad ibn al-Najfār	b. 845/1441/42	ガムリー・モスクのハテラーフ、イマーム			白羊朝使者来訪の際、臨時にハテラーフを務めるイブン・カーヌィム、カウラーニーらに脚事	<i>Daw'</i> , vol. 7, pp. 35-36; <i>Waqiz</i> , vol. 3, p. 1010.

10	ターナー・アリー・Ali ibn Muhammad ibn 'Abd Allah/'Abd al-'Aziz ibn Muhammad al-Damasi	825?-884/1421/22-1480	アスハル・モスタクのハネーフ	○	ムスヘリヤー学院の「スーフイーヤ」に居住	<i>Daw'</i> , vol. 5, p. 314; <i>Tuhfa</i> , vol. 2, pp. 293-294.
11	アフドゥッラフ・ターワン・ツワシ・ヤミー・'Abd al-Rahman ibn Yusuf ibn 'Abd Allah al-Shami	b. 861/1456/57	教授 ( <i>al-Tawqif</i> : 文法学及び <i>al-Isqat</i> : 論理学)	○	テキスト名はターラーニーの伝記中 ( <i>Daw'</i> , vol. 6, p. 50) に言及	<i>Daw'</i> , vol. 4, p. 161.
12	アフドゥッラフ・ターワン・ツワシ・ヤミー・'Abd al-Rahman ibn Salam ibn Isma'il al-Badawi	不明	寄宿生	○		<i>Daw'</i> , vol. 4, pp. 79-80.
13	アフドゥッラフ・カフール・ツワシ・'Abd al-Qadir ibn Ahmad ibn Isma'il al-Dimashqi	不明	タサウウフ	○	タサウウフと sab' の説諭アフン・カーヌム、カウラーニーらに師事	<i>Daw'</i> , vol. 4, pp. 261-262.
14	アフン・ツビ・ツワシ・クルタバ Muhammad ibn Muhammad ibn 'Ali ibn Ahmad ibn Abi al-Rukba	d. 890?/1485/86	タサウウフ	○	アフン・カーヌムに師事	<i>Daw'</i> , vol. 9, p. 145.
15	ターラーニー・'Ali ibn Yasin ibn Muhammad al-Darani	不明	学生		ムスヘリヤー学院居住中のシャミーから文法・論理学を学ぶ カイロでアフン・ツワシが、アフン・クラハバにも師事	<i>Daw'</i> , vol. 6, pp. 49-50.

付表二 カイロのムスヘリヤー学院設置科目

科目	テキスト	担当者		典拠
		不明	不明	
法学	サマツシャリー - al-Zamkhashari (d. 1144) 「啓示の真理を開示するもの <i>al-Kashshaf 'an Haqiqat al-Tanzil</i> 」 他	カウラーニー (no. 5)	→アフン・アラフ (no. 6)	<i>Daw'</i> , vol. 11, p. 89. <i>Daw'</i> , vol. 9, p. 264; vol. 11, p. 89; <i>Waqiz</i> , vol. 3, p. 1094.
タサウウフ	不明	アフン・カーヌム (no. 1) シャビーーン (no. 2)	→ムスタフ・ツン・シャビーーン (no. 2)	<i>Daw'</i> , vol. 10, p. 316; vol. 11, p. 89; <i>Waqiz</i> , vol. 3, p. 1032.
論理学	アフハリ - al-Abhari (d. 1264) 「アサーグーゼー <i>al-Isqat</i> 」 他	シャミー (no. 11)		<i>Daw'</i> , vol. 6, p. 50.
文法学	アフン・ビシャム Ibn Hisham (1310-1360) 「アフン・ブーリク の “千行詩” に至る課程注解 <i>Awqaf al-Mas'ûlât ilâ Alfayd Ibn Mûlik</i> 」 他	シャミー (no. 11)		<i>Daw'</i> , vol. 6, p. 50.
ハネーフス	アフアリ - al-Bukhari (810-870) 「真正集 <i>al-Sahih</i> 」 他	マシユハフアー (no. 7)	→アフン・ツワシ (no. 8)	<i>Daw'</i> , vol. 4, p. 33; vol. 7, p. 180; vol. 11, p. 89.

<sup>1</sup> “*Tawqif* Ibn Hisham” の通称で知られるアフン・ブーリク Ibn Malik (一二七四年没) 著「千行詩 *al-Afayd*」の注解書 (*EF*, art. “Ibn Hisham” by H. Fleisch)。

付表三 ムズィナンのムズィヒーリーヤ学院及びリノバート関係者

	名前	生没年	地位	居住	871年 巡礼	特記事項	典拠
1	イブン・クラーイバ・アル＝マハツ リ　　Nūr al-Dīn 'Alī ibn Muhammad ibn Muhammad ibn al-Mahallī	850-922/1446/47- 1516/17	教授 (ハチアイス)	○	△ 年代不 明	ヒカーイヤーの弟子、ザイン・ アッ＝ディーンへの執り成しを 求められる ザイン・アッ＝ディーンに <i>al- Ithya</i> 及び <i>al-Iyā'</i> を読む サムラーディーをムズィヒーリーヤ の職員に任命	<i>Daw'</i> , vol. 6, pp. 18-19, vol. 9, p. 285.
2	サムラーディー　'Alī ibn 'Abd Allah ibn Ahmad ibn Abī al-Hasan 'Alī ibn 'Isā al-Samhūdī	b. 844/1440/41	運営・会計			「ムズィナ誌」の著者、シヤリール 「ムズィヒーリーヤ学院の予算を管 理」	<i>Daw'</i> , vol. 5, pp. 245-248, <i>Tuhfa</i> , vol. 2, pp. 280-285.
3	イブン・タキー　Shams al-Dīn Muhammad ibn Muhammad ibn Muhammad ibn Muhammad ibn 'Abd al-Salām ibn Taqī al- Kazarūnī	b. 871/1467	学生			サムラーディーに法学、ムズィヒ リーヤ居住時のイブン・クラーイ バに「ハーリーのハチアイス集 を学ぶ」	<i>Daw'</i> , vol. 9, pp. 285-286.
4	イスマイル・アッ＝ズキヤー Ismā'īl ibn Muhammad ibn Salayman al-Subkī	b. 850?/1446/47	居住 (リノバート)	○		弱祖、ムツカで結婚した妻と共に ムズィナに移住、妻の死後は 預言者モスクでクルアーンの説 講	<i>Tuhfa</i> , vol. 1, p. 184.

【カイロ・バルジャワーン地区のムズヒリーヤ学院】

(2011年5月 著者撮影)

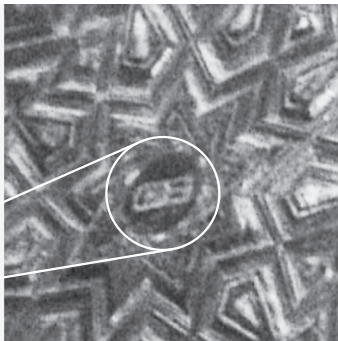


【ムズヒル家の紋章】

カイロ・ムズヒリーヤ学院のミンバル

(2011年5月 著者撮影)

(拡大図)



Rizq, *Dirāsāt fi'l-'Imāra al-Islāmiyya*, appendix

